

姶良地域森林計画書

(姶良森林計画区)

令和 8年4月 1日

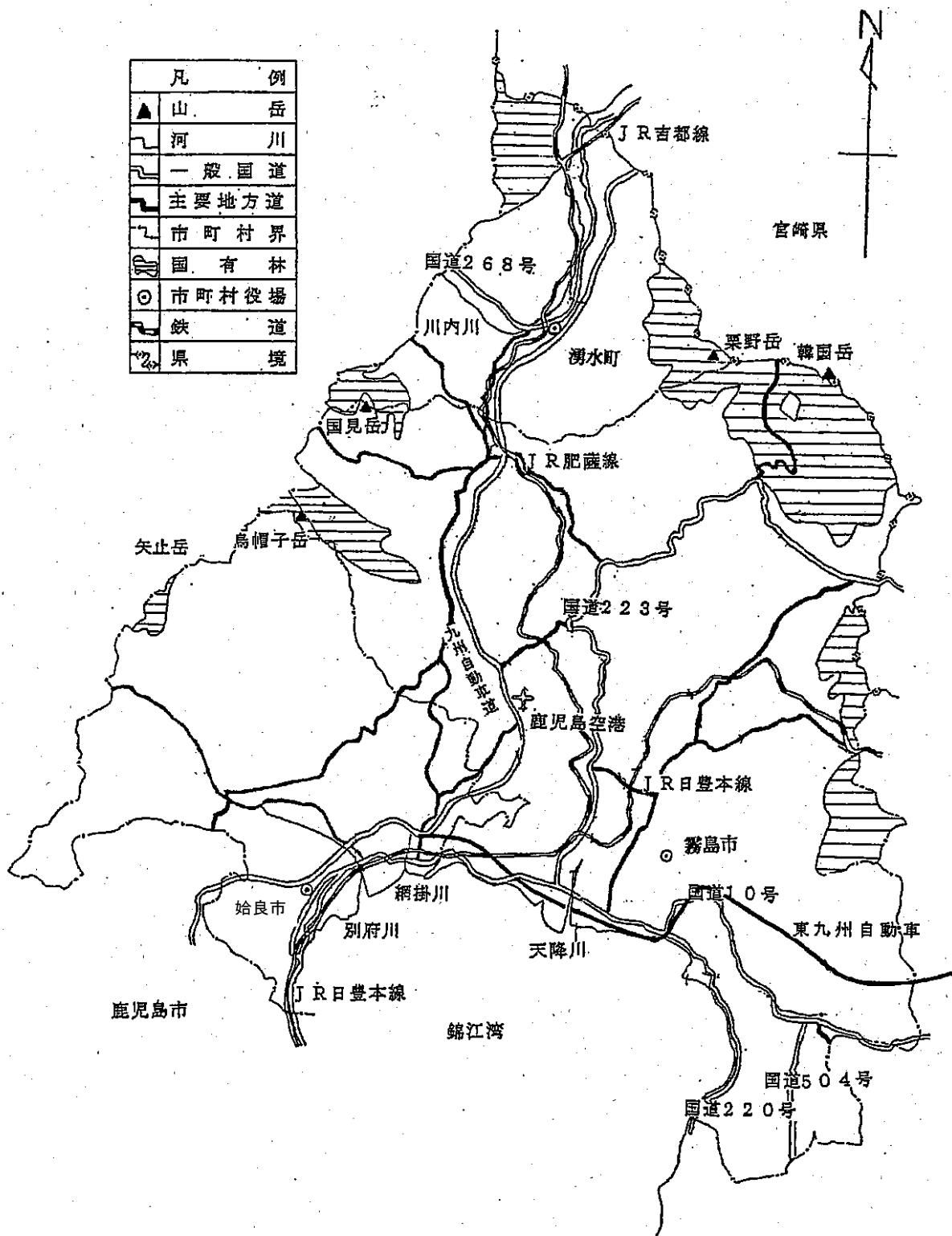
計画期間

令和 18年3月31日



鹿児島県

姶良森林計画区図



目次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 計画の位置付け	1
(2) 自然的背景	2
(3) 社会的・経済的背景	2
(4) 民有林の概況	3
(5) 木材加工・流通施設の状況及び林産物の生産動向	7

2 前計画の実行結果の概要及びその評価	9
---------------------	---

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 森林・林業・木材産業の特徴	11
(2) 計画樹立の基本的な考え方	12

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	15
------------------	----

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針	16
(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	18

2 その他必要な事項	18
------------	----

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	19
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	20
(3) その他必要な事項	20

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針	21
(2) 天然更新に関する指針	22
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	23
(4) その他必要な事項	24

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	25
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	25
(3) その他必要な事項	26

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	27
---	----

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準 及び当該区域における施業の方法に関する指針	30
(3) その他必要な事項	30

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道及び林業専用道の整備に関する基本的な考え方	31
(2) 森林作業道の整備に関する基本的な考え方	32
(3) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの 基本的な考え方	32
(4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の 基本的な考え方	33
(5) 路網の規格・構造について	33
(6) 林産物の搬出方法等	33
(7) その他必要な事項	33

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の 合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に 関する方針	34
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	34
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	35
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	35
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	36
(6) その他必要な事項	36

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	37
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及び その搬出方法	38
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	38
(4) その他必要な事項	38

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針	38
(2) 保安施設地区に関する方針	38
(3) 治山事業の実施に関する方針	39
(4) 特定保安林の整備に関する事項	39
(5) その他必要な事項	39

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に 関する方針	39
(2) その他必要な事項	39

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	40
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	40

(3) 林野火災の予防の方針	40
(4) その他必要な事項	40
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項		
(1) 保健機能森林の区域の基準	41
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	41
第6 計画量等		
1 間伐立木材積その他伐採立木材積	42
2 間伐面積（参考）	42
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	42
4 林道の開設及び拡張に関する計画	42
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	47
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	47
(3) 実施すべき治山事業の数量	50
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期		
森林施業の方法及び時期	50
第7 その他必要な事項		
1 保安林その他制限林の施業方法	51
2 その他必要な事項	57

注 本計画書の表において、「0は四捨五入により1に満たない数値」、
「ーは数の0（値なし）」の場合に用いている。

(附) 参考資料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積	60
(2) 地況	60
(3) 土地利用の現況	63
(4) 産業別生産額	64
(5) 産業別就業者数	64

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表	65
(2) 制限林普通林別森林資源表	69
(3) 市町村別森林資源表	71
(4) 所有形態別森林資源表	73
(5) 制限林の種類別面積	75
(6) 樹種別材積表	77
(7) 特定保安林の指定状況	77
(8) 荒廃地等の面積	77
(9) 森林の被害	78
(10) 防火線等の整備状況	78

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数	79
(2) 森林経営計画の認定状況	79
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の認定状況	79
(4) 森林組合及び生産森林組合の現状	80
(5) 林業事業体等の現況	82
(6) 林業労働力の概況	83
(7) 林業機械化の概況	85
(8) 作業路網等の整備の概況	86

4 林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動	87
(2) 森林以外より森林への異動	87

5 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等	88
(2) 分期別期首資源表	89

6 その他

(1) 持続的伐採可能量	93
(2) 用語の解説	93

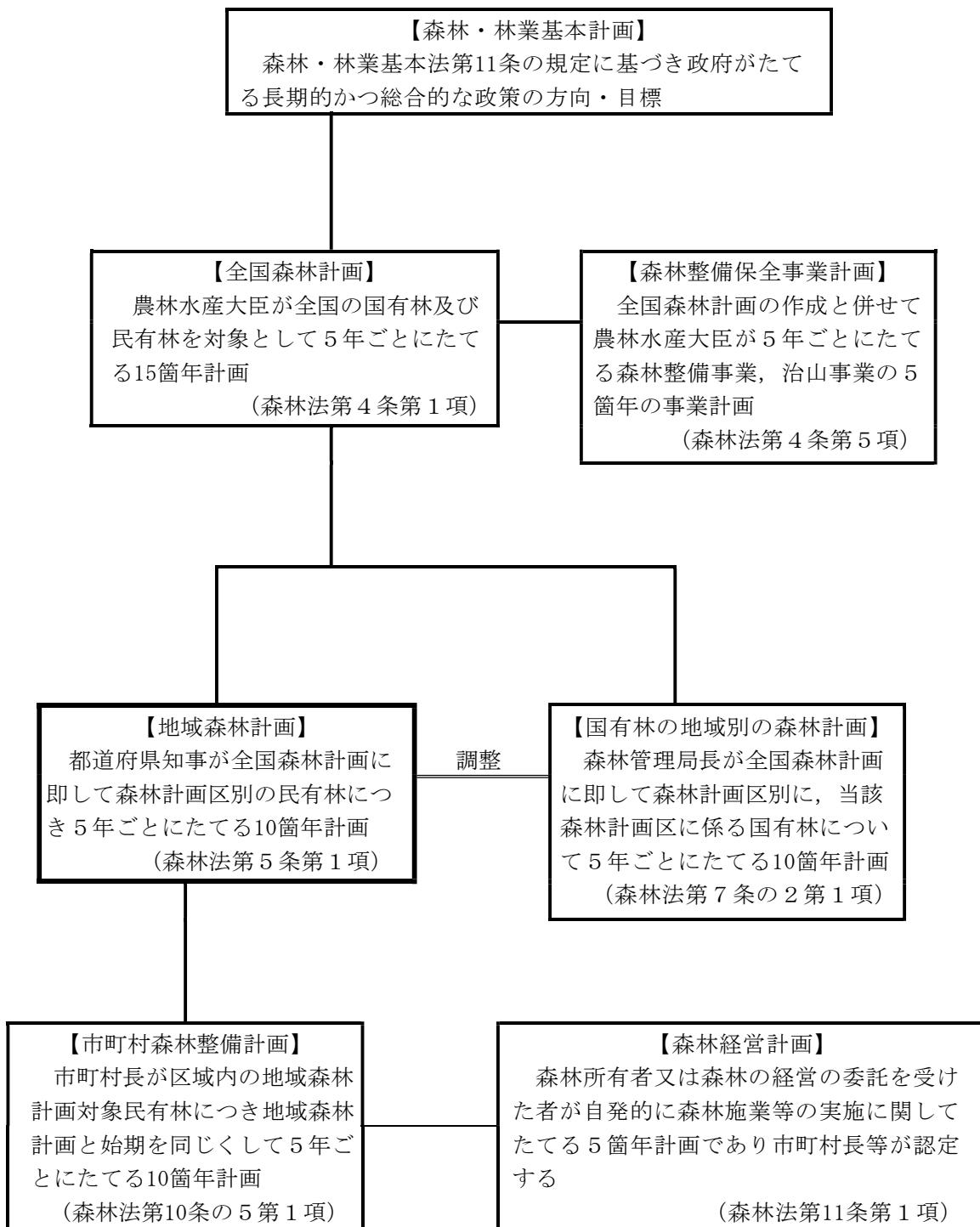
I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 計画の位置付け

本計画は、森林法第5条の規定に基づき、知事が、全国森林計画に即し5年ごとにたてる10年間の計画で、始良森林計画区の民有林について定めるものであり、計画期間は令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間である。

森林計制度の体系



(2) 自然的背景

ア 位置及び面積

本計画区は、県の東北部に位置し、霧島市、姶良市、湧水町の2市1町で構成され、区域面積は97,871haで、鹿児島県総面積918,620haの11%となっている。

イ 地勢

本計画区の東北部には宮崎県と境をなす韓国岳(1,700m)等の霧島連山、栗野岳(1,102m)、西北部には国見岳(649m)、烏帽子岳(703m)を有し、南部は鹿児島湾に面している。

河川は、熊本県球磨郡の白髪岳を源とする川内川が湧水町内を流れて東シナ海へ注いでいる。また、霧島市の国見岳を源とする天降川や姶良市の矢止岳を源とする別府川等が鹿児島湾に注いでいる。

主な湖沼としては、霧島市の大浪池、姶良市の住吉池がある。

ウ 地質及び土壤

地質は、大部分がシラスであるが、北東部の霧島連山及び西部に輝石安山岩が広く分布し、一部に角閃石安山岩が分布している。また、河川流域に沿っては沖積層が見られる。土壤は、山岳地帯に黒ボク土壤が広がり、丘陵平野部のほとんどが褐色森林土壤である。

エ 気候

本計画区は、冷涼な北部山間地帯から温暖な沿岸地帯にわたっており、気温の差が大きい。令和6年の年平均気温及び年間降水量は、溝辺で17.5°C、2,955mmである。

(3) 社会的・経済的背景

ア 土地利用

総面積は、97,871haであり、そのうち森林面積は66,308haで林野率は68%である。

このうち、民有林（森林法第2条で規定する民有林）は、54,732haで森林面積の83%を占めており、国有林は11,576haで17%となっている。

農地面積は、5,088haで総面積の5%となっている。

イ 人口

人口は、令和2年の国勢調査によると208,602人で、県の総人口1,588,256人の13%を占めている。

また、人口密度は、213人/km²となっている（県全体173/km²）。

ウ 交通

本計画区のほぼ中央に、鹿児島空港があるのをはじめ、JR日豊線、JR肥薩線及びJR吉都線のほか、九州自動車道（姶良市～湧水町）、東九州自動車道（姶良市～霧島市）、国道10号（姶良市～霧島市）、223号（霧島市）、268号（湧水町）、504号（霧島市）を幹線として、これに縦横に連絡した県道、市町道が陸上交通網を形成している。

エ 産業

令和4年度の純生産は、8,498億円で、県純生産5兆9,750億円の14%となっている。

純生産の産業別構成比は、第3次産業 60%，第2次産業 38%，第1次産業 2%となっている。

林業純生産は19億円で、第1次産業純生産の12%となっており、県全体の林業純生産109億円に対して18%である。

(4) 民有林の概況

ア 民有林の現況

本計画区の地域森林計画対象森林面積は、県全体 439,791ha の 12%に当たる 54,732ha である。

林種は、人工林 32,462ha (59%)，天然林 17,411ha (32%)，竹林 2,547ha (5%)，その他 2,313ha (4%) となっており、人工林率は県平均の 43% と比べて高くなっている。

蓄積は、17,397 千m³で県全体の 121,266 千m³の 14% である。また、ha当たりの蓄積は、人工林が 468 m³、天然林が 127 m³で、県平均の人工林 481 m³、天然林 144 m³と比較すると若干低くなっている。

樹種別の面積構成比は、人工林ではスギが 63% で最も多く、次いでヒノキ 31%，クヌギ 4%，その他 2% となっている。

また、天然林は、クヌギ 5%，マツ 1%，その他広葉樹 94% となっている。

所有形態別の面積構成比は、公有林 12%，私有林 88% で、公有林の内訳は、県有林 21%，市町有林 79% である。また、私有林の内訳は、個人有林 72%，会社有林 11%，共有林 5%，森林整備公社有林 2%，その他 10% となっている。

森林の種類別の面積構成比は、普通林が 77%，制限林が 23% となっている。

イ 森林資源の推移

森林資源を前計画と比較すると、面積で 189ha、蓄積で 76 千m³それぞれ減少している。

単位 面積：ha 蓄積：千m³ 束数：千束

区分	令和3年		令和8年		前期との対比	
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
総 数	54,921	17,474	54,732	17,397	△189	△76
針葉樹	32,507	15,183	31,046	15,047	△1,461	△136
広葉樹	18,253	2,291	18,826	2,350	574	59
竹林	2,577	(1,046)	2,547	(1,035)	△30	(△11)
未立木地等	1,504	-	2,234	-	730	-
更新困難地	81	-	79	-	△2	-

(注) 1 竹林の蓄積は()書き束数で示し、総数には含まない。

2 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

3 未立木地等には、伐採跡地を含む。

ウ 森林の有する諸機能の状況

森林の有する機能別の森林面積についてみると、水源涵養機能の高度発揮が要請される森林は、41,104haで、天降川をはじめとする各河川の流域に存在している。

山地災害防止機能の高度発揮が要請される森林は36,858haで、市街地、集落周辺に存在している。

生活環境保全機能の高度発揮が要請される森林は1,907haで、市街地、集落周辺等にあり、防風、大気の浄化等の機能を発揮している。

保健文化機能の高度発揮が要請される森林は5,601haで、霧島錦江湾国立公園、薩摩池田県立自然公園（住吉池等）、県民の森等を中心に存在している。

木材等生産機能の発揮が要請される森林は26,117haで、計画区全域に存在している。

単位 : ha

区分	面積
水源涵養機能	41,104
山地災害防止機能	36,858
生活環境保全機能	1,907
保健文化機能	5,601
木材等生産機能	26,117

(注) 機能別の森林面積は重複している。

エ 保安林の現況

保安林の面積は、本計画区対象森林の 17%に当たる 9,404ha で、種類別にみると水源かん養保安林 79%，土砂流出防備保安林 11%，保健保安林 4%及びその他 6%である。

単位 面積：ha 比率：%

区分	水 源 かん養	土 砂 流 出 防 備	土 砂 崩 壊 防 備	防 風	干 害 防 備	落 石	保 健	計
面積		(135) 7,918	(3) 978	(1) 300	(1) 13	(438) 163	(577) 27	(577) 9,404
比率	79.3	11.2	3.0	0.1	1.7	0.3	4.4	100.0

(注) 1 上段の()書きは、記入欄の左側の制限林と重複する面積で、外数である。

2 四捨五入の関係で計と内訳の計は一致しない場合がある。

3 比率については、重複指定保安林を含む面積割合である。

資料：森林経営課

オ 伐採、造林の推移

(ア) 伐採立木材積の推移

過去 5 箇年の民有林の立木伐採材積は、針葉樹 1,488 千m³、広葉樹 65 千m³、計 1,553 千m³となっており、年平均は 311 千m³で、県全体の 22%である。

また、主伐面積は、針葉樹 2,120ha、広葉樹 442ha、計 2,563ha で、年平均は 513ha であり、県全体の 20%である。

単位 面積：ha 材積：千m³ 比率：%

区 分	針 葉 樹			広 葉 樹		計	
	主 伐 面 積	材 積		主 伐 面 積	材 積	主 伐 面 積	材 積
		計	主 伐				
令 和 2 年 度	401	288	225	63	114	17	515
令 和 3 年 度	355	267	203	64	118	17	472
令 和 4 年 度	420	302	240	62	83	12	503
令 和 5 年 度	409	283	238	45	58	9	467
令 和 6 年 度	536	349	316	33	70	10	606
計	2,120	1,488	1,221	267	442	65	2,563
年 平 均 (A)	424	298	244	53	88	13	513
県 平 均 (B)	1,890	1,335	1,088	248	622	96	2,511
比 率 (A/B)	22	22	22	22	14	14	22

(注) 1 四捨五入の関係で計と内訳の計は一致しない場合がある。

2 主伐面積は、伐採立木材積及び伐採照査の結果により推計したものである。

資料：森林経営課、かごしま材振興課

(イ) 造林の推移

過去 5 箇年の民有林の造林面積は、再造林 987ha、拡大造林 38ha、計 1,025ha となっており、年平均は 205ha で、県全体の造林面積の 20% である。

単位 面積 : ha 比率 : %

区分	造林面積			樹種別面積			
	総数	再造林	拡大造林	総数	スギ	ヒノキ	その他
令和 2 年度	84	78	6	84	79	-	5
令和 3 年度	149	147	3	149	140	-	9
令和 4 年度	196	182	14	196	188	3	5
令和 5 年度	280	274	6	280	274	1	6
令和 6 年度	316	307	9	316	311	0	4
計	1,025	987	38	1,025	991	4	30
年平均 (A)	205	197	8	205	198	1	6
県平均 (B)	1,028	995	33	1,028	972	6	49
比率 (A/B)	20	20	23	20	20	12	12

(注) 四捨五入の関係で計と内訳の計は一致しない場合がある。

資料：森林経営課

力 林道の整備状況

過去 5 箇年の林道開設延長は 10,942m で、年平均 2,188m 開設されており、令和 6 年度末の総延長は、378,872m となっている。

また、林道密度は県平均 6.7m/ha に対し 6.9m/ha である。

単位 延長 : m 密度 : m/ha

区分	林道開設延長	林道密度
令和 2 年度	3,721	6.8
令和 3 年度	2,674	6.9
令和 4 年度	2,073	6.9
令和 5 年度	1,441	6.9
令和 6 年度	1,033	6.9
計	10,942	—
年 平 均	2,188	—
今までの総延長	378,872	—
県 全 体	2,935,185	6.7

(注) 林道密度の算出に用いた森林面積は、平成 28 年度の民有林林道等整備計画策定期の面積 (54,623ha) である。

資料：かごしま材振興課

(5) 木材加工・流通施設の状況及び林産物の生産動向

ア 木材加工・流通施設の状況

木材流通施設は、令和6年度末で原木市場が2市場ある。令和6年度の原木取扱量は114千m³で県下全体の木材市場原木取扱量の25%を占めている。

また、木材加工施設については、製材工場等が令和6年度末で13工場となっている。

なお、木材高次加工施設については、C L T及び2×4工法部材製造工場が1工場、2×4工法部材製造工場が1工場、プレカット工場が1工場となっている。

単位 事業所、構成比・比率：%

区分	製材工場				チップ工場	
	総数	75kW未満 (小規模工場)	75～300kW (中規模工場)	300kW以上 (大規模工場)	専業	兼業
姶良計画区	10	5	3	2	3	(1)
(A) 構成比	100	50	30	20	-	-
県全体	97	56	29	12	20	(11)
(B) 構成比	100	58	30	12	-	-
比率(A/B)	10	9	10	17	15	9

(注) チップ工場の()書きは製材工場の内数である。

資料：かごしま材振興課

イ 林産物の生産動向

(ア) 素材

過去5箇年の素材生産量は、針葉樹1,337千m³、広葉樹51千m³、計1,389千m³で、年平均278千m³であり、県全体の21%である。

単位 千m³、比率：%

区分	民有林			国有林			合計		
	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計
令和2年度	203	12	216	26	-	26	230	12	242
令和3年度	208	14	222	33	-	33	241	14	255
令和4年度	249	10	258	33	-	33	282	10	292
令和5年度	228	6	234	32	-	32	260	6	267
令和6年度	288	9	297	36	-	36	324	9	333
計	1,176	51	1,227	160	-	160	1,337	51	1,389
年平均(A)	235	10	245	32	-	32	267	10	278
県平均(B)	1,049	86	1,135	185	-	185	1,235	86	1,320
比率(A/B)	22	12	22	17	-	17	22	12	21

(注) 四捨五入の関係で計と内訳の計は一致しない場合がある。

資料：かごしま材振興課

(イ) 特用林産物

主要な特用林産物は、原木しいたけ、たけのこ、竹材、せんりょうであり、過去5箇年の生産量及び生産額は、原木生しいたけが1,239トンで11億7千3百万円、原木乾しいたけが136トンで5億1千7百万円、たけのこが1,061トンで3億8百万円、竹材が422千束で1億1千3百万円、せんりょうが286千本で7千5百万円となっている。

なお、総生産額は、年平均4億6千百万円で県全体の生産額の12%である。

単位 比率：%

区分 単位	原木生しいたけ		原木乾しいたけ		たけのこ	
	生産量 t	生産額 百万円	生産量 t	生産額 百万円	生産量 t	生産額 百万円
令和2年	381	354	37	114	241	51
令和3年	269	233	30	104	200	61
令和4年	249	238	26	102	217	68
令和5年	205	205	26	112	197	65
令和6年	135	142	18	85	206	62
計	1,239	1,173	136	517	1,061	308
年平均 (A)	248	235	27	103	212	62
県平均 (B)	502	475	51	195	4,939	1,423
比率 (A/B)	49.4	49.4	53.3	53.0	4.3	4.3

区分 単位	竹材		せんりょう		その他の	合計
	生産量 千束	生産額 百万円	生産量 千本	生産額 百万円	生産額 百万円	生産額 百万円
令和2年	74	20	53	14	26	579
令和3年	75	20	52	13	27	458
令和4年	71	19	51	17	27	471
令和5年	116	31	74	17	21	451
令和6年	86	23	56	14	22	349
計	422	113	286	75	123	2,307
年平均 (A)	84	23	57	15	25	461
県平均 (B)	576	152	111	29	1,732	4,007
比率 (A/B)	14.7	14.8	51.6	51.2	1.4	11.5

(注) 1 その他は、その他花木類、山菜類等である。

2 四捨五入の関係で合計と内訳の計や比率は一致しない場合がある。

3 集計は暦年である。

資料：森林経営課

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画（令和3～12年度）における前期5箇年分（令和3～7年度）の計画量と実行結果（令和2～6年度），概要等については次のとおり。

（1）伐採立木材積

主伐については、木質バイオマス発電施設での需要が増加したことなどにより計画量を上回った。間伐は、木材生産の形態が主伐へ移行したことなどにより、計画量を下回った。

単位 計画，実行：千m³，実行歩合：%

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	957	387	1,344	1,286	267	1,553	134	69	116
針葉樹	913	387	1,300	1,221	267	1,488	134	69	114
広葉樹	44	-	44	65	-	65	148	-	148

（2）間伐面積（参考）

針葉樹の主伐の増加や林業労働力の確保が困難であったことから、間伐面積は計画を達成できなかった。

単位 計画，実行：ha，実行歩合：%

間伐面積		
計画	実行	実行歩合
3,279	2,265	69

（3）人工造林・天然更新別面積

木材需要の増加に伴い、伐採面積は近年増加している一方で、不在村森林所有者の増加、木材価格の低迷等による経営意欲の低下、林業労働力の不足などから再造林率が低くなり、計画を達成できなかった。

単位 ha，実行歩合：%

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
1,743	1,588	91	1,221	1,025	84	522	563	108

（4）林道開設又は拡張の数量

地域の要望等を踏まえながら優先度の高い路線から開設、拡張を行ったが、計画を下回った。

単位 計画，実行：m，実行歩合：%

区分	開設延長		
	計画	実行	実行歩合
開設	68,500	10,942	16
拡張	22,598	1,712	8

(5) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の実績

水源の涵養や山地災害の防止等を目的に保安林の指定を推進したが、計画を下回った。

単位 計画、実行：ha、実行歩合：%

区分	指定			解除			備考
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	
水源涵養のための保安林	103	4	4	—	1	—	
災害防備のための保安林	182	10	5	—	—	—	
保健、風致保全のための保安林	5	—	—	—	—	—	
計	290	14	5	—	1	—	

イ 保安施設地区の指定

計画及び実績なし

ウ 治山事業

予算を勘案しながら計画地区の中で地域の要望等を踏まえ、必要性や緊急性を総合的に判断して、優先度の高い地区から実施したが、計画を達成できなかった。

単位 計画、実行：地区、実行歩合：%

種類	計画	実行	実行歩合
治山事業施行地区数	38	22	58

(6) 要整備森林の施業の区別面積

計画及び実績なし

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 森林・林業・木材産業の特徴

姶良地域においては、霧島山系を中心にスギ・ヒノキを中心とした人工林化が早くから進められ、充実した森林資源を背景に活発な木材生産が行われ、川上から川下までの関係者が連携して、生産現場から製材工場等への木材の安定供給に取り組んでいる。

また、県森林組合連合会隼人木材流通センターをはじめとする木材流通施設や大型の木材加工施設等が立地しており、県内における重要な木材供給の拠点となっている。

再造林については、伐採から造林までの一貫作業による省力化や伐採者と造林者との連携による再造林の実施体制づくりなどに取り組んでおり、令和6年度の再造林面積は307haで、年々増加傾向にある。

特用林産物については、霧島山麓を中心に原木しいたけの産地化が図られており、県内生産量の半数程度を占めている。

ア 森林の特徴

(ア) 本計画区民有林は、総土地面積の56%であり、県全体の48%と比べ高くなっている。

(イ) 霧島山系を中心に早くからスギ・ヒノキを中心とした人工林化が進められたため、8歳級以上の森林割合が高く、これらの豊富な森林資源を背景に積極的な施策の実施が求められている。

(ウ) 保健文化機能については、霧島錦江湾国立公園、藺牟田池県立自然公園（住吉池等）や県民の森等の森林公園に加え、優れた自然景観を活かした生活環境保全林や市民の森等が各地に整備され、その機能の高度発揮が期待されている。

イ 林業の特徴

(ア) 素材生産量は、年平均278千m³で県全体の21%を占め、うち民有林の生産量は針葉樹が235千m³で県全体の22%，広葉樹が10千m³で県全体の12%を占めている。

素材生産業者は48業者で、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムを導入するなど、素材生産の低コスト化に向けた取り組みが行われており、年間取扱量が5千m³以上の生産規模が大きい事業体が21%（10業者）となっている。

(イ) スギ・ヒノキ人工林が本格的な利用期を迎える、木材生産の形態は主伐が8割を占めており、年平均伐採立木材積は、311千m³で県全体の22%となっている。

なお、主伐後の再造林面積は、年平均197haで県全体の20%となっており、近年増加傾向で推移している。

(ウ) 林業の生産基盤となる林道の整備が図られており、林道延長は379kmとなっている。

(エ) 特用林産物については、霧島山麓を中心とした原木しいたけの産地化が図られ、原木生しいたけでは年平均の生産量が248tで県内の49%を、原木乾しいたけでは年平均の生産量が27tで県内の53%を占めている。

また、たけのこや竹材、せんりょうなどが生産されている。

ウ 木材産業の特徴

(ア) 木材流通施設は、県森林組合連合会隼人木材流通センターとメアサスギの産地として知られる姶良市(旧蒲生町)に姶良西部森林組合蒲生木材流通センターがあり、県下の主要な流通拠点となっている。令和6年度の原木取扱量は114千m³で県下全体の木材市場原木取扱量の25%を占めている。

(イ) 木材加工施設については、CLT及び2×4工法部材製造工場が1工場、2×4工法部材製造工場が1工場、プレカット工場が1工場など、令和6年度末で13工場あり、地域材等を製材・加工し住宅資材等として県内外に供給している。

(ウ) 地域材の販売においては、地元の製材業者とかごしま緑の工務店との連携による「かごしま木の家」づくりなどにより、地域材の需要拡大に取り組んでいる。

エ その他

当計画区には県森林技術総合センター、県工業技術センターがあり、林業・木材産業の研究・技術開発の拠点となっている。また、林業に関する知識及び技術の習得を目的とした研修を行うための県の施設である「森の研修館かごしま」があり、林業担い手の確保・育成や林業事業体の雇用改善における拠点となっている。

(2) 計画樹立の基本的な考え方

姶良地域森林計画の樹立に当たっては、本県の森林・林業・木材産業に関する目指すべき姿とその実現に向けた推進方針等を示した「鹿児島県森林・林業振興基本計画(鹿児島県、平成31年3月改定)」との整合性を図るものとし、地域の特徴等を踏まえ、次の基本的な考え方に基づき各計画事項を定める。

ア 計画の対象とする森林の区域

森林法第2条に規定する民有林のうち、自然的・社会的・経済的条件及びその周辺の地域における土地利用の動向からみて、森林として利用することが相当ないと認められる森林を除く森林を対象とする。

イ 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、「持続可能な森林経営」を達成し得るよう、森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標と基本方針を定める。

また、森林の有する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行うため、「災害に強い森林づくり指導要綱(林務水産部 平成8年8月)」に基づいた適切な施

業を実施する。

ウ 森林の立木竹の伐採に関する事項

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、伐採、特に主伐に関する標準的な方法や、主伐時期に関する指標として樹種別の標準伐期齢の指針等を定める。

エ 造林に関する事項

伐採跡地については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の回復・維持を図るとともに、適確な更新を確保するため、人工造林及び天然更新の標準的な方法や伐採跡地の更新すべき期間に関する指針等を定める。

オ 間伐及び保育に関する事項

人工林の一部では森林資源が成熟しつつあるものの、一方で間伐が必要な森林も多くあることを踏まえ、森林の質的向上と健全性の維持が図られるよう森林の状況に応じて適時に施業を行うことが必要である。そのため、間伐及び保育の標準的な方法に関する指針等を定める。

カ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の高度発揮が求められる森林の区域については、「公益的機能別施業森林」として、複層林施業や長伐期施業等の多様な森林整備を促進する必要がある。また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、「木材生産機能維持増進森林」として路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することが必要である。このため、公益的機能別施業森林等の区域の基準や森林施業の方法に関する指針等を定める。

キ 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道等の路網については、傾斜等の自然条件、伐採や造林等の事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するための整備に関する基本的な考え方を示す。

また、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの定着を図る。

ク 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進、森林施業の共同化の促進、林業就業者対策、機械化、加工・流通施設の近代化等の条件整備についての方針を定める。

ケ 森林の土地の保全に関する事項

樹根及び表土の保全その他林地の保全に留意すべき森林として、水源かん養、土砂流出防備等の保安林を指定するとともに、土地の形質の変更に当たって留意す

べき事項を定める。

コ 保安施設に関する事項

保安林等については、森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標と基本方針に即し、森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、保安林等の配備の方針を定める。

治山事業については、森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項に即し、災害に強い地域づくり、水源地域の機能強化、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の森林整備や渓間工、山腹工等の治山施設の整備の方針を定める。

サ 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣別に鳥獣害防止区域の基準及び当該区域内において対象となる鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）被害の防止方法に係る方針を定める。

シ 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

松くい虫などの病害虫や対象鳥獣以外の鳥獣害等の被害対策の方針、森林火災の予防方針について定める。

ス 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

森林の保健機能を高度に発揮する必要のある森林について、森林施業の標準的な方法、施設整備の指針等を定める。

セ 計画量等

全国森林計画に即し、イに定める「森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標」を実現するため、森林資源の構成状況、地域の特性等を考慮しながら、鹿児島県森林・林業振興基本計画を踏まえて各計画量を定める。

ソ その他必要な事項

法令により伐採などの施業について制限を受けている森林（以下「制限林」という。）の所在及び施業方法について示す。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

表II-1 市町村別の地域森林計画対象森林面積

単位 : ha

市町名	面積	備考
総数	54,732	
姶良・伊佐地域振興局	霧島市	33,305
	旧国分市	6,659
	旧溝辺町	2,855
	旧横川町	4,527
	旧牧園町	7,695
	旧霧島町	4,151
	旧隼人町	3,372
	旧福山町	4,047
	姶良市	14,656
	旧加治木町	2,392
	旧姶良町	6,688
	旧蒲生町	5,576
	湧水町	6,771
	旧栗野町	4,939
	旧吉松町	1,832

(注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。（森林法第5条で定義された森林）

2 本計画の対象とする森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可、同法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の対象となる。

ただし、上記開発行為の許可については、保安林及び保安施設地区の区域内並びに海岸保全区域内の森林、伐採及び伐採後の造林の届出については、保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。

3 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加など自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施及び森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

そのため、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、水源の涵養、山地災害の防止・土壤の保全、快適環境の形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全並びに木材等生産の各機能が十分に発揮されるよう、適切な森林施業の実施や林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫被害・野生鳥獣被害の防止対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

これらの森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針を表II-2のとおりとする。

表II-2 森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

する森 る林 機の 能有	森林の整備及び保全の目標 (望ましい姿)	森林の整備及び保全の基本方針
水源 涵 養 機 能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林	<ul style="list-style-type: none">○洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件及び社会的条件、県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。○ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進することを基本とする。
土山 壌地 保災 全害 機防 能止 機 能 ／	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射しこみ、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	<ul style="list-style-type: none">○災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。○集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止及び山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止工・土留工等の施設の設置を推進することを基本とする。

機快能適環境形成	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備及び大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業並びに適切な保育・間伐等を推進することとする。 ○快適な環境の保全のための保安林の指定及びその適切な管理、防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
「保健機能」	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林	<ul style="list-style-type: none"> ○県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進することとする。 ○保健等のための保安林の指定及びその適切な管理を推進することとする。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林	<ul style="list-style-type: none"> ○美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 ○風致の保存のための保安林の指定及びその適切な管理を推進することとする。
保生物多様性	原生的な森林生態系、希少な生物種が生育・生息している森林、または、陸域・水域にまたがり特有の生物種が生育・生息している溪畔林	<ul style="list-style-type: none"> ○属地的に生物多様性の機能の発揮が求められる森林については、既存の森林構成を維持することを基本とした保全を図ることとする。 ○野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
機木能材等生産	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	<ul style="list-style-type: none"> ○木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化及び機械化を通じた効率的な森林の整備を推進することを基本とする。

(注) 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

また、これら機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性の無い機能であることに留意する必要がある。

(2) 計画期間において到達し，かつ，保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し，かつ，保持すべき森林資源の状態等は，表II-3のとおり定める。

表II-3

単位 面積：ha

区分		現況 (令和8年4月1日現在)	計画期末 (令和18年3月31日)
面積	育成单層林	33,128	33,040
	育成複層林	126	296
	天然生林	21,478	21,396
森林蓄積 m ³ /ha		318	314

(注) 1 四捨五入の関係で面積の計と地域森林計画対象森林面積は一致しない場合がある。

2 育成单層林・育成複層林・天然生林の区分

期待する機能の発揮に向けた森林への誘導については、育成のための人為^{注1}の程度、单層・複層という森林の階層構造に着目し、以下の育成单層林・育成複層林・天然生林ごとに示す。

(1) 育成单層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

(2) 育成複層林

森林を構成する林木を帶状もしくは群状または単木で伐採し、複数の樹冠層^{注2}を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

(3) 天然生林

主として自然に散布された種子などにより成立し、維持される森林^{注3}。例えば、天然更新によるシイ・カシ等からなる森林。

注1：「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかき起こし・刈払い等)、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

注2：「複数の樹冠層」とは、一定の範囲または同一空間において、林齡や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

注3：「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

2 その他必要な事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林情報を的確に把握することが必要であることから、航空レーザ測量等による高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備に努めるとともに、森林G I Sの効果的な活用を図る。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

伐採の方法は、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要の動向、森林の構成等を勘案して定めることとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採に制限がある森林においては、その森林ごとに制限に沿った施業を行うものとする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努めることとする。特に、生物多様性保全上重要な役割を担う霧島錦江湾国立公園及び藺牟田池県立自然公園（住吉池等）のほか、希少野生動植物やクマタカ等生態系上位種の生息地等周辺での施業について配慮することとする。

さらに、花粉症発生源対策の加速化を図るため、花粉の発生源となるスギ人工林の伐採・植替え等に努めるものとする。

適正な森林の更新や林地の荒廃を防止するため、伐採時における路網計画・作業システム・作業跡地の処理・森林土壤の保全について留意し、実施に当たっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き（環境林務部 平成24年2月）」を参考にすることとする。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的事項等を踏まえ、次の事項を指針として伐採に関する事項を定めるものとする。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の指針として定めるものとする。

ア 立木竹の伐採のうち主伐は、更新を伴う伐採であり、その方法は、皆伐又は択伐による。

イ 森林の有する公益的機能の發揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採箇所間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度（20m）の幅を確保するものとする。また、伐採対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

ウ 伐採に当たっては、伐採後の確実な更新を図るために、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して行うこととする。特に、自然条件が劣悪なため、皆伐による方法では更新を確保できない森林については、択伐によるなど適確な更新が図られるよう配慮することとする。なお、伐採後の更新を天然更新による場合には、気候、地形、土壤等の自然条件、周辺の伐採地の更新状況を勘案して更新が可能と見込まれる林分を対象とし、天然稚樹の生育状況、母樹の保存及び種子の結実等に配慮することとする。

エ 林地の保全、台風害等の防止、落石等の各種被害の防止、霧島錦江湾国立公園及び藺牟田池県立自然公園等の風致景観の維持並びに渓流周辺及び希少野生動植物の生息地等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

オ 育成複層林に誘導するための主伐に当たっては、「鹿児島県の長伐期施業の手引

き（林務水産部 平成 16 年 10 月）」を参考に、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、構成樹種及び林分構造等を勘案して行うこととする。

カ 「主伐時における伐採・搬出指針」（令和 5 年 3 月 31 日付け 4 林整整第 924 号 林野庁長官通知）に基づき、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、伐採・搬出後の林地の更新を妨げないよう配慮することとする。

(ア) 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものをいう。

気候、地形、土壤等の自然条件及び下流域の人家等への影響など公益的機能の確保の必要性等も考慮して伐採面積を設定するものとし、伐採に制限がない森林であっても、1箇所当たりの伐採面積は 20ha 以下とすることが望ましい。併せて、伐採箇所の分散に配慮するとともに、伐採跡地の適確な更新を図るものとする。

また、表土の流出を防止するため、必要に応じて柵工を設けることとする。

(イ) 択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・群状・帶状として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものである。

その割合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう残された森林について一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、地域の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して表 II-4 を参考に市町村森林整備計画に定めるものとする。

また、特定苗木などが調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努めるものとする。

なお、標準伐期齢は、当該林齢に達した時点での立木の伐採を義務づけるためのものではない。

表 II-4 主要樹種ごとの標準伐期齢

地 区	樹 種 (年)					
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	そ の 他 針葉樹	ク ヌ ギ	そ の 他 広葉樹
姶良森林計画区一円	3 5	4 0	3 0	4 0	1 0	2 0

(3) その他必要な事項

特になし

2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して、公益的機能の回復・維持を図るため、更新すべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請を考慮し、人工造林又は天然更新によるものとする。

なお、人工造林においては、成長に優れた苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽等に努めるものとする。

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的事項等を踏まえ、次の事項を指針として造林に関する事項を定めるものとする。

(1) 人工造林に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適當である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において、人工造林を行う際の樹種の選択の指針として定めるものとする。

造林すべき樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、造林種苗の需給動向、木材の利用状況並びに既往の造林実績等を勘案して選定する。また、多様な森林を造成する観点から、広葉樹や郷土樹種を含め様々な樹種を検討するものとする。

なお、成長に優れたエリートツリー等の苗木、花粉の少ない苗木による造林を推進するため、その増産に努めるものとする。

表II-5-1 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、その他有用樹種
-----------	-----------------------

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、人工造林を行う際の指針として定めるものとする。

(ア) 人工造林の植栽本数に関する指針

植栽本数は、既往の植栽本数及び施業の省力化の観点から、表II-5-2を目安として市町村森林整備計画に定めるものとする。

表II-5-2 主要樹種ごとの植栽本数 単位：本／ha

樹種	植栽本数
スギ・ヒノキ	1,500～3,000
クヌギ	2,000～4,000

(注) 低密度(1,500本／ha)な植栽の実施に当たっては、樹冠の閉鎖が遅れ梢殺(ウラゴケ)の増加が懸念されることなどから、「鹿児島県育林技術指針(林務水産部 令和5年7月一部改正)」の留意事項を参照するものとする。

(イ) 人工造林の標準的な方法の指針

a 地ごしらえの方法

地ごしらえは、雑草木の地被物を全面的に刈り払い、植え付け場所の両側に筋状に整理する。筋の方向は、緩傾斜の場合は等高線状に、急傾斜の場合は傾斜の方向に整理する。

また、伐採・搬出時に用いる林業機械を地ごしらえ等に活用し、伐採跡地において植生が繁茂しないうちに植栽を終わらせる一貫作業システムの導入により、再造林の効率化や低コスト化に努めるものとする。

b 植え付けの方法

普通苗の植え付けは、植え穴をおおむね30～40cm四方、深さ30cm程度とし、苗木の根をよくほぐして丁寧に植える。

また、低密度植栽の導入等による施業の効率化や、植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用にも努めるものとする。

c 植え付けの時期

普通苗は2月上旬から3月中旬までの春植えを標準としているが、コンテナ苗は幅広い時期に植え付けが可能である。

植え付けの時期については、自然条件等に応じて適切に選定するものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の指針として定めるものとする。

森林の有する公益的機能の早期回復及び維持並びに森林資源の造成を図るため、皆伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間に植栽するものとする。

エ その他

複層林化を図る場合の樹下植栽については、「複層林施業の要点（林務水産部平成4年3月）」を参考にすることとする。

（2）天然更新に関する指針

前生樹の生育状況、母樹の存在等の森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件も踏まえ、天然力を活用することにより、適確な更新が図られる森林において行うものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の指針として定めるものとする。

対象とする樹種は、地域における既往の有用広葉樹を主体に将来高木と成りうる樹種（以下「更新対象樹種」という。）とする。

表II-6-1 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	タブノキ、カシ類、シイ類 等の更新対象樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	タブノキ、クスノキ、カシ類、シイ 等

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の指針として定めるものとする。

天然更新補助作業は、下層植生、自然条件、前生樹等を勘案し、天然下種更新の場合、稚樹の発生・生育が不十分な箇所において、必要に応じて、刈り出し、地表かき起し、植込み等を行う。ぼう芽更新の場合、更新対象樹種のぼう芽枝の発生状況を確認し、必要に応じて芽かきや植込み等を行うこととする。

また、期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数は、表II-6-2のとおりとする。

表II-6-2

単位：本／ha

樹種	期待成立本数（注1）	天然更新すべき立木の本数（注2）
上記更新対象樹種	6,000 ※	2,000

(注) 1 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地において、天然更新すべき本数の基準となるもので、更新対象樹種の5年生時点での期待される成立本数

2 天然更新をすべき期間内に更新対象樹種が立木度3以上となる本数

※出典：林業技術ハンドブック（社団法人全国林業改良普及協会 平成10年7月）第10章 広葉樹人工造林の実行

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の指針として定めるものとする。

森林の有する公益的機能の早期回復及び維持を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に天然更新を完了するものとし、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図るものとする。

エ 天然更新の完了基準

天然更新の完了確認は「鹿児島県天然更新完了基準（林務水産部 平成19年8月）」に基づき更新調査を行い、更新対象樹種の稚樹、幼樹、ぼう芽枝等のうち、樹高が0.5m以上、ha当たりの密度が2,000本以上確認された場合に天然更新が完了したものとする。

（3）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害などの発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等の観点から、天然更新が期待

できない森林については、個々にその森林を植栽によらなければ的確な更新が困難な森林として定めるものとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定めるものとする。

(4) その他必要な事項

特になし

3 間伐及び保育に関する事項

森林の立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して定めるものとする。

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、森林の整備及び保全の目標その他森林の整備に関する基本的事項等を踏まえ、次の事項を指針として間伐に関する事項を定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、間伐を行う際の指針として定めるものとする。

間伐は、植栽木の生育が進み、林冠がうつ閉し、立木間の競争が生じ始めた林分において、主に目的樹種の一部を伐採する方法であって、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針」に基づき、森林の現況、経営手法並びに生産目標に応じて開始時期、間伐方法及び間伐率等を定め行うものとする。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入の検討に努めるものとする。

なお、「スギ・ヒノキ人工林育林管理システム（林務水産部 平成18年11月）」より一定の条件で算出したものを目安として表II-7に示す。

表II-7 間伐シミュレーション

樹種	区分	間伐時期				間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	見込林齢（年）	18	25	36	53	初回：曲がり木、被圧木、被害木等を伐採する。 2回目以降：残存木の均質化、配置に重点を置く。
	樹高（m）	10.4	12.8	16.1	20.1	
	本数間伐率（%）	27	26	26	27	
	残存本数（本）	1,971	1,459	1,080	789	
ヒノキ	見込林齢（年）	22	34	48		
	樹高（m）	9.5	12.6	15.7		
	本数間伐率（%）	27	28	26		
	残存本数（本）	1,971	1,420	1,051		

(注) シミュレーションは、次の条件で実施した。①地位は中、②長伐期施業、③収量比数0.8程度の林分を0.7程度まで落とす、④間伐率は25~30%、⑤植栽本数は3,000本、⑥初回間伐前の本数は2,700本、⑦木取り方法を勘案し間伐時期を補正。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、森林の保育を行う際の指針として定めるものとする。

実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針」を目安とするが、画一的に行うことなく、局地的気象条件、植生の繁茂状況等及び林木の競合状態に応じて実施時期及び方法を定め行うものとする。

[下刈り]

下刈りは、植栽木の速やかで健全な成長を確保するために、周囲の雑草木類を刈り払うものであり、作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法を選定して行う。また、一般的には造林木の高さが雑草木類の最多葉層高の1.5倍以上になるまで実施する。通常年1回、原則として5~9月に実施するが、雑草木類の繁茂が著しく造林木の成長に悪影響を及ぼすような場合（特に2年目、3年目）には、2回刈りを行う。

[つる切り]

つる切りは、植栽木へのつる類の巻きつきや覆いかぶさりによる幹折れや幹曲がりを防ぐことを目的として行うものである。つる類の繁茂状況に応じて実施するが、下刈りが終わってから除伐までの間に2回程度実施するのが一般的で、実施は、根茎の貯蔵養分が少なくなる6~7月頃が適期である。また、つる切りの方法としては、切り離し、掘り取り、薬剤処理などがある。

[除伐]

除伐は、下刈り終了後の林冠がうつ閉する前の森林において、植栽木と競合する他の樹木を除去し、植栽木の健全で速やかな成長を促す作業である。なお、目的外樹種であっても、その成育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用な樹木は保存し育成しても差し支えない。

除伐は、10~15年生くらいの間に1回ないし2回実施する。

1回目…林冠がうつ閉し始めた頃、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種を除去

2回目…1回目から3~5年経過後、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種のほか、収穫予定木以外の主林木の一部を除去

[枝打ち]

枝打ちは、無節性の高い優良材の生産を目的として、植栽木の生育過程において下方の不要な枝を切り落とす作業である。また、幹形を修正して完満な材の育成、複層林等における林内光環境の改善、病虫害の予防・被害軽減の二次的な効果もある。

実施に当たっては、材としての生産目的を考慮し、製品表面に節が出ないよう適時に繰り返し行うことが肝要で、生育期は樹皮が剥げやすく材に変色が発生するため4~10月は避け、11月~3月の生育休止期に行う。

なお、詳細については、「枝打ち技術指針（林務部 昭和56年3月）」を参照する。

また、複層林における下刈り、つる切り、除伐についても上記に準じて行い、ぼう芽更新を行った林分については、ぼう芽状況等を考慮し、必要に応じて芽かきを行う。

(3) その他必要な事項

特になし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の整備及び保全に関する基本的な事項で示す「森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針」のうち、特に公益的機能の高度発揮が求められ、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の実情からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を「公益的機能別施業森林」とする。

林木の生育が良好で、木材として利用する上で良好な樹木により構成されている森林であって、林道等の基盤整備が適切に行われている森林の区域については、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」とする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林の区域は、重複も可とし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めるものとする。

市町村森林整備計画においては、森林整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項を踏まえ、施業の方法に関する指針を基本として、公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を定めるものとする。

また、保安林及び保安施設地区並びに自然公園など法令により立木の伐採に制限がある森林については、その森林ごとに制限に沿った森林施業を行うものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林においては、県土の保全や自然環境の保全・形成等の公益的機能の維持増進を図るために、区域の基準及び森林施業の指針を次のとおりとする。

区域の基準については、全ての区域に共通して、各公益的機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、森林の分布状況、自然条件、地域の要請等から見た一体的な森林整備の観点を踏まえて定めるものとする。また、水源涵養機能維持増進森林においては、森林の分布状況を踏まえ林班単位等で面的に、その他の森林においては、原則、属地的な区域で設定するものとする。

なお、この場合において、各公益的機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林の区域が重複するときは、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

また、森林施業の方法については、市町長が地形・地質を勘案して皆伐の上限面積を設定するなど独自に施業方針を定めても差し支えない。

ア 区域の設定の基準に関する指針

- (ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）
- a ダム集水域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林
 - b 水源かん養保安林など法令により水源涵養機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林
 - c 森林の自然条件、森林資源の内容及び地域の要請等から見て、水源涵養機能の維持増進を図るために森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止・土壤保全機能維持増進森林）

- a 山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林
- b 土砂流出防備保安林など法令により、山地災害防止・土壤保全機能の高度発揮を目的として施業等に制限が設けられている森林
- c 森林の自然条件、森林資源の内容及び地域の要請等から見て、山地災害防止・土壤保全機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

(ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

- a 県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、潮害等の気象災害を防止する効果が高い森林
- b 飛砂防備保安林、潮害防備保安林など、法令により快適環境形成機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林
- c 森林の自然条件、森林資源の内容及び地域の要請等から見て、快適環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

(エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林（生物多様性保全機能を含む））

- a 観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林
- b 史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する森林
- c 保健保安林、風致保安林、自然公園など法令等により保健機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林
- d 市町の森などレクリエーションの森として指定されている森林
- e 森林の自然条件、森林資源の内容及び地域の要請等から見て、保健機能等の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林
- f 原生的な森林生態系や希少な生物種が生息・生育する森林など、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林

ただし、生物多様性保全機能については、伐採や自然攪乱等により時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であることから、原生的な森林生態系など属地的に発揮されるものを除き、区域設定は行わないものとする。

イ 森林施業の方法に関する指針

(ア) 水源涵養機能維持増進森林

伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、1箇所当たりの皆伐面積の縮小化・分散化、伐期の延長を基本とする森林施業を推進するとともに、下層植生や樹根の発達、林木の旺盛な成長を確保するための適切な保育・間伐等を推進する。

特に、標高が高い地域、傾斜が急峻な地域、降水量の多い地域、短時間に強い雨の降る頻度が高い地域や大面積の伐採が行われがちな地域等においては、気象条件等の自然条件を考慮し、伐採面積の規模の縮小を図るものとする。

(イ) 山地災害防止・土壤保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林（生物多様性保全機能を含む）

上記で示した山地災害防止・土壤保全機能、快適環境形成機能、保健文化機能の各機能の維持増進を図るべき森林において、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業を行うことを基本とする。

それ以外の森林については、地形・地質等も考慮した上で、複層林施業、もしくは、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても各公益的機能の確保が図られる場合は、小面積かつ分散による長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を推進し、裸地の縮小・分散を図るものとする。

加えて、各機能の維持増進を図るべき森林における施業については、下記の点に留意することとする。

- a 山地災害防止・土壤保全機能の維持増進を図るべき森林においては、下層植生や樹根の発達、林木の旺盛な成長を確保するための適切な保育・間伐等を推進する。
- b 快適環境形成機能の維持増進を図るべき森林においては、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等を配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、間伐等を推進する。
- c 保健文化機能の維持増進を図るべき森林においては、森林の現状や自然条件、地域の要請等も考慮した上で、地域住民と都市住民との連携による里山林等の整備、企業やNPO、緑の少年団等の参画による森林の整備を推進する。

また、地域独自の景観等が求められる森林において、風致景観の優れた森林の維持又は造成を図るために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、それぞれの風致景観の維持・向上を目的とした森林施業を推進する。

原生的な森林生態系、希少な生物種が生育・生息している森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、既存の森林構成の維持を基本とし、必要に応じて天然力を活用するとともに、野生生物の生息・生育状況なども考慮し、天然生林や針広混交の育成複層林の維持・誘導、植生の復元等を図る。

なお、複層林施業、長伐期施業の具体的な施業方法については、「鹿児島県の長伐期施業の手引き」を参考にする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で、地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域を「木材等生産機能維持増進森林」として設定するものとする。

また、この区域のうち特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を設定できるものとし、その基準を以下に示す。ただし、市町村森林整備計画において、地域の実情を踏まえ加除し、基準を定めることができるものとする。

- (ア) 人工林を中心とした森林
- (イ) 災害が発生する恐れのない森林
- (ウ) 林地生産力が高い森林
- (エ) 傾斜が比較的緩やかな森林
- (オ) 林道等や集落からの距離が近い森林

さらに、設定する区域が公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの森林の公益的機能の発揮に支障がないよう留意することとする。

イ 施業の方法に関する指針

森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進し、加えて生産目標に応じた伐採方法や伐期を選定し、植栽による確実な更新を図ることで、木材等林産物を持続的・安定的かつ効率的に供給するものとする。

特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うものとする。

(3) その他必要な事項

特になし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道等の路網については、傾斜等の自然条件、伐採や造林等の事業量のまとめり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」に区分し、それぞれの役割に応じて適切に組み合わせるとともに、導入する作業システムに対応した路網の整備を行うものとする。

(1) 林道及び林業専用道の整備に関する基本的な考え方

林道及び林業専用道は、森林の適正な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設であり、特に林道については、山村の生活環境の整備等にも資することから、計画的な整備を促進する。

整備に当たっては、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成单層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進し、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、コスト縮減に留意しつつ、野生生物の生息・生育の状況等も考慮し、周辺環境との調和を図る。

また、林道、林業専用道の整備に関する基本的な考え方については、次のとおりとする。

ア 林道

森林の適切な整備や保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するための幹線であり、また、地域林業の振興等に重要な役割を果たす恒久的公共施設である。

整備に当たっては、開設コストの縮減及び開設期間の短期化による開設効果の早期発現に努めるほか、不特定多数の者の利用が見込まれることから、交通安全施設等の設置など往来車両等の安全確保を図るものとする。

イ 林業専用道

主として特定の者が森林施業のために利用する恒久的公共施設であり、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業の用に供する道である。規格・構造は普通自動車（10トン積程度のトラック）や大型ホイールタイプフォワーダ等林業用車両の輸送能力に応じた必要最小限のものとする。

整備に当たっては、地形・地質の面から十分な検討を行い、規格・構造の簡素化を目指して、おおむね30度以下の斜面に開設することを基本に、できるだけ地形に沿うものとし、詳細は「鹿児島県林業専用道作設指針（環境林務部 令和3年4月）」によることとする。

表II-8 林道・林業専用道の現状

単位 延長：km

区分	路線数	延長
林道	178	372
うち林業専用道	6	9

（令和6年度末現在）

(2) 森林作業道の整備に関する基本的な考え方

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のため林業機械の走行を想定した道であり、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とする。

整備に当たっては、計画段階において市町村森林整備計画等各種計画と調整を図りつつ、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組み合わせを考慮し、森林内での作業の効率性が最大となるよう配置する。

なお、地形・地質、気象条件はもとより、水系や地盤の深さなどの地下構造等を資料等により確認すると共に、道路、水路などの公共施設や人家、田畠などの有無、野生生物の生息・生育の状況なども考慮する。

また、森林作業道作設オペレーター研修修了者等による低コストで耐久性のある路網の整備を進めるものとし、詳細については、「鹿児島県森林作業道作設指針（環境林務部 令和4年4月）」によることとする。

(3) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進していく上で重要な要素となっている林業生産性や労働生産性の向上を図るため、施業の集約化を推進するとともに、高性能林業機械等も用いた低コストで効率的な作業システムによる施業の普及・定着を図る。

その際、地形・地質、森林の状態などの自然条件や、森林の所有形態、事業体の経営方針、経営規模、木材加工業の状況等を勘案しつつ、表II-9-1を参考に、路網と高性能林業機械等を組み合わせた最適な作業システムを導入することとする。

なお、導入に当たっては、林地の保全や労働安全の確保に十分留意することとする。

また、地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安については、表II-9-2のとおりとする。

表II-9-1 高性能林業機械を主体とした作業システムの例

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システムの例			
		林道・林業専用道から	森林作業道から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地(0~15°)	車両系	150~200	30~75	ハーベスター チェーンソー	グラップル	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地(15~30°)	車両系	200~300	40~100	ハーベスター チェーンソー	グラップル ワインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100~300	チェーンソー	スイングヤード	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地(30~35°)	車両系	300~500	50~125	チェーンソー	グラップル ワインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150~500	チェーンソー	スイングヤード タワーヤード	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地(35°~)	架線系	500~1500	500~1500	チェーンソー	タワーヤード	プロセッサ	トラック

(注1) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。

(注2) 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。

表II-9-2 地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
		林道・林業専用道	
緩傾斜地 (0~15°)	車両系	110~250	30~40
中傾斜地 (15~30°)	車両系	85~200	23~34
	架線系	25~75	
急傾斜地 (30~35°)	車両系	60<50>~150	16~26
	架線系	20<15>~50	
急峻地 (35°~)	架線系	5~15	5~15

(注1) 「急傾斜地」のく>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

(4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、林道等の既設路線や計画路線の配置状況、施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進森林の配置状況等を勘案して、効率的な森林施業を推進する箇所を「路網整備等推進区域」として設定するものとする。

(5) 路網の規格・構造について

路網の規格・構造については、国が定める林道規程、県が定める林業専用道作設指針及び森林作業道作設指針に基づき、耐久性と経済性の両立を図ることとする。

(6) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

立木の搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」に基づき、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、搬出後の林地の更新を妨げないよう配慮する。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし

(7) その他必要な事項

特になし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

県、市町、森林組合等林業事業体が連携し、森林・林業・木材産業関係者の合意形成を図りつつ、森林経営の委託への転換、森林施業の共同化、林業に従事する者の育成・確保、林業機械の導入、林産物の利用促進のための施設の整備を以下のとおり計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進等

持続可能な森林経営を推進するために、小規模森林所有者や不在村森林所有者等に対し、森林の施業や経営の受委託に関する情報の提供や普及啓発活動などを積極的に行い、意欲のある林業経営体等への施業等の長期受委託を進めるものとする。その際、長期の施業等の受委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用等を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るものとする。

さらに、森林経営の受委託等が円滑に進むよう、森林組合などの林業事業体等による施業内容やコストを明示した提案型集約化施業の普及・定着を促進するものとする。

併せて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の活用を促進し、面的な集約化を進める。

イ 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等

森林整備推進会議等を活用し、森林の適正管理、森林資源の高度利用等について地域の合意形成を図ることとする。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定や森林経営計画制度の活用等により森林施業の確実な実施を促進することとする。

ウ 森林施業共同化の指導体制の強化

森林施業の共同化を促進するために、林業普及指導員や森林組合などの林業事業体、市町等が緊密に連携しながら、地域林業のまとめ役となる指導林家、指導林業士、青年林業士、林業研究グループのリーダー等と一体となった指導体制の整備を図るものとする。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の取組を促進するものとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林家等林業経営体の育成

経営方針の明確化、経営管理・施業の合理化及び林業経営基盤の強化等により、地域林業の担い手となり得る意欲ある林業経営体の育成に努めるものとする。

また、林業普及指導員による林家等に対する経営支援・技術向上のための活動支援に積極的に取り組むものとする。

イ 林業事業体の体質強化

当森林計画区では、これまで鹿児島県林業労働力確保支援センター及び姶良・伊佐地域森林・林業活性化センター等を中心に、関係機関等が一体となって、林業事業体の経営の合理化、体質の強化に向けた取組が進められてきている。今後とも効率的な経営管理手法の導入や施業の集約化による事業量の確保、高性能林業機械等の導入及び活用等諸施策を推進し、経営基盤の強化を図るものとする。

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく認定林業事業体は15事業体（令和6年度末）であり、林業労働力確保支援センターとの連携による林業事業体の事業の合理化や雇用の改善等に必要な支援を行うこととする。

森林組合については、姶良東部森林組合及び姶良西部森林組合並びに北姶良森林組合の3つとなっており、今後も森林経営計画の作成及び着実な実行により経営基盤の安定を図り、施業の集約化等に携わる職員の資質向上を促進するものとする。

ウ 林業就業者の確保・育成

就業相談窓口の設置や相談会の開催、Webサイト「鹿児島きこりNET」等を活用した情報発信により、新規就業者の参入を促進するとともに、林業就業希望者等を対象とした入門・短期研修や1年間の長期研修（かごしま林業大学校）を実施し、新規就業者の確保を図るものとする。

また、就業者の技能レベルに応じた技術習得や経営現場管理等に係る研修等を段階的かつ体系的に実施することで就業者のキャリア形成を支援し、林業就業者の育成を図るものとする。

さらに、（公財）鹿児島県林業担い手育成基金の助成事業等を通じて女性・高年齢労働者・外国人を含む林業就業者の労働条件の改善に係る支援を行うとともに、鹿児島県林業労働力確保支援センターにおいては、通年雇用化や社会保険の加入促進など雇用管理の改善・事業の合理化に関する相談・指導等を行うほか、職業安定法に基づく無料の職業紹介事業を実施するなど、就業の円滑化及び雇用の安定を推進するものとする。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

素材生産における生産性の向上と労働強度の軽減を図るため、地形・地質や森林現況などの自然条件や路網の整備状況、年間の事業量や目標とする労働生産性、作業システム等に応じた高性能林業機械の導入を促進するものとする。

その際、環境負荷の低減に配慮するとともに、機械が効率的に稼働できるよう、施業の集約化や森林作業道等の効果的な配置を促進するものとする。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 生産流通対策の推進

木材の生産現場から製材工場等への安定供給の取組など、流域森林・林業活性化センター等を通じて関係者の合意形成を図りながら、川上から川下まで一体となった木材流通の合理化・低コスト化を進めるとともに、製材工場の規模拡大や地域の中核工場と中小工場の連携強化、県産 J A S 製材品の生産体制の整備による木材の高付加価値化等により、需要者ニーズに対応した品質・性能の確かなかごしま材を安定的に供給できる体制づくりを促進するものとする。

また、原木市場等で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和 5 年に改正された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を進める。

イ かごしま材等の利用促進

かごしま材の利用拡大を図るため、建築物等の木造化・木質化を促進するとともに、「かごしま木の家」づくりの取組を推進するものとする。

また、C L T や 2 × 4 工法部材等の利用促進及び付加価値の高い製材品等の輸出など、新たな木材需要の創出や販路拡大を図ることとする。

さらに、製材工場残材や建築材として利用されない低質材等については、製紙用チップや木質バイオマスエネルギーの原材料として有効活用を促進するものとする。

ウ 特用林産物の産地づくり

「鹿児島県特用林産振興基本方針（平成 30 年 3 月）」に基づき、地域特性を生かした高品質かつ付加価値の高い特用林産物の産地づくりを促進する。

原木しいたけの生産量増大を図るため、生産基盤の整備を図るほか、竹林改良や路網整備を一体的に行い、たけのこ生産竹林の整備を進める。

また、せんりょう・さかき等の花木類など地域の特色ある特用林産物の生産体制の整備を支援し、産地づくりを促進する。

(6) その他必要な事項

「姶良西部地域森林整備推進協定（令和 3 年 4 月）」等を活用し、国有林と連携した路網の整備や間伐等の実施による森林を整備し、効率的な木材の生産・販売を推進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

保安林及び山地災害防止機能を高度に発揮させる必要のある森林で、森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、森林の適切な管理及び施業を実施する区域を定めるものとし、その所在、面積及び留意すべき事項は、表II-10のとおりとする。

表II-10

単位面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考
市 町 村	区 域			
総 数		9,386		
姶 良 ・ 伊 佐 地 域	霧島市	4,489		
	旧国分市	987	森林の有する公益的機能の維持向上を図るため、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項に配慮し、森林の適切な管理及び施業の実施に努める。 また、土地の形質変更にあたっては、その区域面積を最小限にとどめ、森林の土地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分に配慮する。	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 干害防備 落石防備
	旧溝辺町	561		
	旧横川町	540		
	旧牧園町	1,333		
	旧霧島町	310		
	旧隼人町	218		
	旧福山町	539		
	姶良市	3,935		
	旧加治木町	285		
振 興 局	旧始良町	2,093		
	旧蒲生町	1,557		
	湧水町	962		
	旧栗野町	678		
	旧吉松町	284		

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石等の採掘等、他の土地の形質の変更を行う場合は、地形・地質等の自然条件、地域の土地利用、森林の現況及び土地の形質変更の目的・内容を総合的に勘案して、実施箇所の選定を行うものとする。

さらに、土砂の流出または崩壊、水害の発生のおそれがないよう、安定した法勾配を確保し、必要に応じて法面緑化工・土留工等の施設を設置するとともに、水の適切な処置を行うための調整池、排水施設等の設置及び森林の適正な配置等の適切な措置を講ずる。

また、太陽光発電設備を設置する場合は、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、景観や雨水の浸透能に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、林地開発許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など、改正された開発行為に關係する許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組に配慮する。風力発電設備を設置する場合も許可基準の適正な運用を行うものとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（昭和36年法律第191号）に基づき、知事が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際は技術的基準の適正な運用を行う。

(4) その他必要な事項

特になし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

流域における森林に関する自然条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、公有林等の大面積森林や山地災害危険地区内にある森林、里山林などで身近で良好な環境を構成している森林について、水源かん養保安林、土砂流出・土砂崩壊防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて、保安林の配備を計画的に推進することとする。

また、保安林における多様かつ効率的な森林施業が実施されるよう、必要に応じて指定施業要件を見直すこととする。

(2) 保安施設地区に関する方針

地形、土壤等の自然条件及び受益の対象等を踏まえ、水源の涵養又は災害の防備の目的を達成するため、保安施設事業を行う必要がある森林等について、保安施設地区として指定をすることができるが、今期計画期間内での指定計画はない。

(3) 治山事業の実施に関する方針

流域における森林に関する自然条件、社会的要請、保安林の配備状況、短時間豪雨の発生頻度の増加による災害の発生形態の変化等を勘案し、事前防災・減災の観点から、山地災害の危険性の高い地区等において、重点的・効率的に治山施設の整備、荒廃森林の復旧、海岸防災林の造成など、災害に強い県土づくりや水源涵養機能等の強化を図ることとする。

また、流域治水の取組と連携し、浸透・保水機能の維持・向上に努めるとともに、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置を計画的に推進することとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

適切な施業が実施されず機能が低下した保安林を特定保安林として指定し、森林施業を推進することで、保安林機能の回復・増進を図ることとする。

(5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、市町等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳等の調製等及び標識の設置等を適正に行うこととする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、次の方針を鳥獣害の防止に関する事項として定めるものとする。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等を活用し、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定するものとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣による被害状況を把握し、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等による鳥獣害防止対策を推進するものとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図ることとする。

(2) その他必要な事項

捕獲や侵入防止柵の設置等の対策が対象鳥獣の被害防止に有効な形で適切に実施されているかどうかを確認するため、必要に応じ現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者からの情報収集等を行うこととする。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

病虫害、鳥獣害、気象害並びに山火事等の森林被害については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林の育成等に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととする。

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に、霧島地区における松くい虫による被害については、被害抑制のための防除対策を推進するとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への転換を図ることとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害を受けた場合は、鳥獣保護管理施策や農業被害防止施策との連携を図りつつ、被害状況を把握し、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等により、その被害の防止または軽減に努めるものとする。

併せて、有害鳥獣捕獲従事者の確保・育成に努めるものとする。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林野火災防止の普及啓発及び森林の巡視を行うとともに、保護標識、防火線及び防火樹林帯等の整備を促進する。

市町村森林整備計画においては、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項を定めるものとする。

(4) その他必要な事項

台風災害等を考慮した災害に強い森林づくりに努める。特に、地形的に風害を受けやすい箇所においては、林縁部に防風樹帯を設置するとともに、林内に部分的な疎密を生じさせないよう、適切な森林施業に努めるものとする。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項の規定により定められた基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとして、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林である。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案し、森林の保健機能の増進を図ることが適當と認められる場合に、次の事項を指針として保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

湖沼・渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るために整備することが適當であり、かつ、森林保健施設の整備が行われる見込みのある区域について設定することとする。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する諸機能の低下を補うため、複層林施業及び非皆伐施業等を基本とし多様な施業を積極的に実施することとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、枝打ち等の保育を積極的に行うこととする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び美的景観等に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて行い、特に、建築物の配置に当たっては下水施設等の衛生施設及び配水施設等の保全施設の整備に留意することとする。

また、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達しているときはその樹高））を定め、必要に応じ、期待平均樹高を踏まえた施設整備を行うこととする。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火施設の整備並びに利用者等の安全の確保に留意することとする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

伐採立木材積については、再造林の実施状況等を踏まえ、森林資源の保続を図ることを前提として、森林の有する木材生産機能と公益的機能との調和を図りながら、森林資源の構成状況、伐採の動向、地域の特性等を勘案し、次のとおり計画する。

表II-11

単位：千m³

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	3,152	2,943	209	2,720	2,511	209	432	432	-
前期	1,515	1,418	97	1,261	1,164	97	254	254	-

2 間伐面積（参考）

間伐面積については、参考事項として、間伐の伐採材積を基に次のとおりとする。

表II-12

単位：ha

区分	間伐面積
総 数	3,773
前 期	2,216

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

造林の方法については、再造林の実施状況等を踏まえ、森林資源の保続を図ることを前提として、多面的機能の回復・維持を図るため地域の自然的条件に適応した人工造林又は天然更新を行うこととし、造林面積を次のとおり計画する。

表II-13

単位：ha

区分	人工造林	天然更新
総 数	3,022	1,475
前 期	1,440	670

4 林道の開設及び拡張に関する計画

林道の開設等については、傾斜等の自然条件、伐採や造林等の事業量を踏まえ、地域の特性に応じて、環境への負荷の低減に配慮しつつ、森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、次のとおり計画する。

表II-14

単位：m

区分	開 設	拡 張	
		改 良	舗 装
総 数	49,400	20,814	43,515
前 期	7,050	5,134	3,617

なお、具体的な計画内容については、表II-15に示す。

表II-15 林道の開設・拡張計画

(単位: m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域面積	前期5ヵ年 の計画箇所	対図番号	備考
					延長	箇所数				
開設	自動車道	霧島市	25		28,721	—				
		旧国分市	深迫		2,000	—	42		212810	修正
		〃	高松		500	—	17		212811	修正
		〃	白尾谷	林業専用道	900	—	47		212812	修正
		〃	赤松		1,700	—	78		212813	修正
		〃	大谷山		800	—	58		212814	修正
		〃	猿ノ木場		200	—	65	○	212815	修正
		細計	6		6,100	—				
		旧溝辺町	三縄鳥ヶ池		2,000	—	40		444904	修正
		〃	末吉岡		1,050		41		444905	修正
		〃	下山		1,150	—	30		444906	修正
		細計	3		4,200	—				
		旧横川町	大谷第2支		600	—	33		445701	修正
		〃	貝吹ヶ岡		1,930	—	86		445703	修正
		〃	樋ヶ八重		850	—	20		445707	修正
		細計	3		3,380	—				
		旧牧園町	荒平		200	—	31		448104	修正
		〃	手洗		900	—	25		448105	修正
		〃	渡瀬有村	林業専用道	1,000	—	33	○	448107	
		〃	佐賀利山	指定林道	2,000	—	322	○	448108	修正
		〃	佐賀利山3号支	林業専用道	1,000	—	53	○	448111	修正
		細計	5		5,100	—				
		旧霧島町	川北宮前		1,500	—	38		449009	修正
		〃	川北田平		1,200	—	17		449010	修正
		〃	第2小窪		500	—	19		449011	修正
		細計	3		3,200	—				
		旧隼人町	餅田山神		1,500	—	70		450305	修正
		〃	牟田表木山		2,141	—	60		450306	修正
		細計	2		3,641	—				
		旧福山町	堀之元		1,200	—	30		451105	修正
		〃	荒磯		900	—	35		451103	修正
		〃	三角		1,000	—	12		451104	修正
		細計	3		3,100	—				
	始良市	21			16,379	—				
		旧加治木町	辺川		330	—	36		441401	修正
		〃	市野		450	—	43		441402	修正
		〃	宇都		440	—	40		441403	修正
		細計	3		1,220	—				
		旧始良町	中牧		600	—	35		442201	修正
		〃	飛野～丹生付		600	—	32		442202	修正
		〃	上名		1,000	—	40		442203	修正
		〃	城瀬		1,000	—	32		442204	修正
		〃	堂園		1,400	—	71		442205	修正
		〃	堂園支		220	—	10		442206	修正

(単位 : m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域面積	前期5カ年計画箇所	対図番号	備考
					延長	箇所数				
開設	自動車道	〃	鬼ノ堂		370	—	16		442207	修正
		〃	白金坂	林業専用道	650	—	31		442208	修正
		〃	始良1号	林業専用道	900	—	35		442209	修正
		〃	福ヶ野	林業専用道	550	—	27		442210	修正
		〃	始良2号	林業専用道	1,000	—	37		442211	修正
		細計	11		8,290	—				
		旧蒲生町	鉢ノ窪		416	—	43		443101	修正
		〃	瀬戸平山	指定林道	2,000	—	235	○	443102	修正
		〃	瀬戸平山1号支	林業専用道	200	—	52	○	443103	修正
		〃	瀬戸平山2号支	林業専用道	650	—	13	○	443104	
		〃	通山		1,500	—	48		443106	修正
		〃	柊野		590	—	16		443107	修正
		〃	岩井川内		1,513	—	58		443108	修正
		細計	7		6,869	—				
		湧水町	8		4,300	—				
		旧栗野町	池ノ下	林業専用道	1,000	—	20		446502	修正
		〃	水ノ元	林業専用道	700	—	30		446503	修正
		〃	本堂		300	—	10		446504	修正
		〃	永山		500	—	15		446505	修正
		〃	通山		600	—	30		446506	修正
		〃	岩脇		200	—	104		446507	修正
		〃	下広田		100	—	85		446508	修正
		〃	上郡熊峯		900	—	9		446509	修正
		細計	8		4,300	—				
		合計	54		49,400	—				
拡張	自動車道(改良)	霧島市	26		12,484	31				
		旧国分市	国分山麓		3,414	5	1,171	○		修正
		〃	白尾谷	林業専用道	1,500	1	47			
		〃	蓑掛線		24	2	97	○		追加
		〃	本戸線		9	1	42	○		追加
		〃	長尾線		10	1	73	○		追加
		〃	塚脇線		9	1	41	○		追加
		〃	夕岸線		11	1	54	○		追加
		〃	猿ノ木場		100	1	65			追加
		〃	猿ノ木場1号支	林業専用道	100	1	38			追加
		細計	9		5,177	14				
		旧溝辺町	丹生附		600	1	108			
		〃	外ヶ松		1,900	1	131			
		〃	宮川内		2,100	1	13			
		〃	桑木鶴支		600	1	5			
		〃	城ヶ尾		550	1	64			
		〃	東山		800	1	10			
		〃	瀬戸山		300	1	10			
		細計	7		6,850	7				
		旧牧園町	鉢投線		8	1	90	○		追加
		〃	鑄河線		5	1	13	○		追加

(単位 : m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域面積	前期5カ年計画箇所	対図番号	備考
					延長	箇所数				
拡張 自動車道 (改良)	自動車道 (改良)	〃	出泉迫線		17	1	10	○		追加
		〃	佐賀利山1号支	林業専用道	100	1	57			追加
		〃	佐賀利山2号支	林業専用道	100	1	17			追加
		細 計	5		230	5				
		旧隼人町	奥新川渓谷線		200	1	66			
		〃	中尾線		8	1	33	○		追加
		〃	小牧原線		7	1	30	○		追加
		細 計	3		215	3				
		旧福山町	中崎線		5	1	183			修正
		〃	郷戸口線		7	1	53	○		追加
		細 計	2		12	2				
		姶良市	10		6,825	12				
		旧加治木町	長尾山		11	1	397	○		追加
		細 計	1		11	1				
拡張 自動車道 (舗装)	自動車道 (舗装)	旧姶良町	堂園		16	2	(12) 93	○		
		〃	飛野		8	1	161	○		追加
		〃	北山飛野		31	1	41	○		追加
		〃	琴ヶ谷		2,200	1	71			
		〃	飛野1号		4,425	1	194			
		細 計	5		6,680	6				
		旧蒲生町	奥山		6	1	75	○		
		〃	新留		19	2	117	○		追加
		〃	大石迫		9	1	38	○		追加
		〃	瀬戸平山3号支	林業専用道	100	1	31			追加
		細 計	4		134	5				
		湧水町	2		1,505	2				
		旧栗野町	岩脇		5	1	104	○		
		〃	上郡熊峯		1,500	1	9	○		修正
		細 計	2		1,505	2				
自動車道 (舗装)	自動車道 (舗装)	合 計	38		20,814	45				
		霧島市	1		100					
		旧国分市	上井		100	—	12			
		細 計	1		100	—				
		姶良市	12		22,658	—				
		旧姶良町	上ノ原		980	—	83			
		〃	ツヅラノ		811	—	46			
		〃	高牧		3,617	—	79	○		
		〃	宇都		1,358	—	62			
		〃	鍋倉		723	—	31			
		〃	北山飛野		1,912	—	42			
		〃	ウツラ		3,351	—	91			
		〃	岩井田		1,753	—	56			
		細 計	8		14,505	—				
		旧蒲生町	大塚		2,600	—	102			
		〃	岩井川内		580	—	61			

(単位 : m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域面積の計画箇所	前期5カ年面積の計画箇所	対図番号	備考
					延長	箇所数				
拡張	自動車道 (舗装)	〃	松生良久		2,872	—	83			
		〃	鬼ノ堂		2,101	—	63			
		細計	4		8,153	—				
		湧水町	16		20,757	—				
		旧栗野町	留ヶ尾		1,536	—	160			
		〃	大平		1,208	—	104			
		〃	大水堀		1,658	—	36			
		〃	興辺		917	—	34			
		〃	栗野山七ツ谷		1,622	—	90			
		〃	岩脇		2,113	—	104			
		〃	車場		2,046	—	79			
		〃	下広田		1,567	—	85			
		〃	岩瀬戸		366	—	57			
		〃	山ノ口支		836	—	20			
		〃	上郡熊峯		1,500	—	9			修正
		細計	11		15,369	—				
		旧吉松町	永山		1,812	—	171			
		〃	矢立		1,000	—	37			
		〃	枯木ヶ尾		1,324	—	55			
		〃	霧島		347	—	17			
		〃	木場		905	—	53			
		細計	5		5,388	—				
		合計	29		43,515	—				

(注) 利用区域面積の()書きは国有林面積で外数

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林の指定については、保安林の配備状況を踏まえつつ、地域の実情を勘案し、水源涵養、災害防備、保健・風致の保存等森林の有する公益的機能の確保が必要な森林について、計画期末の保安林の面積及び指定等の計画面積を次のとおりとする。

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

表II-16

単位：ha

保安林の種類	計画期末面積		備 考
	計画期末面積	前期末面積	
総数（実面積）	11,612	11,269	
水源涵養のための保安林	9,485	9,329	
災害防備のための保安林	2,069	1,891	
保健・風致の保存等のための保安林	463	454	

(注) 1 「水源涵養のための保安林」とは、森林法第25条第1項第1号の目的、「災害防備のための保安林」とは、第2号から第7号までの目的、「保健・風致の保存等のための保安林」とは、第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林。

2 総数は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計に合致しない。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

表II-17 のとおり

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

表II-18

単位：ha

保安林の種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽方法の 変更面積
水源涵養のための 保安林	—	—	—	4,145	2,500
災害防備のための 保安林	—	—	96	1,052	96
保健・風致の保存等 のための保安林	—	—	241	241	—

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

表II-17 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 : ha

指定 解除	種類	森林の所在		面積	指定又は 解除を必 要とする 理由	備考
		市町村	区域(林班)			
指定	水源 かん養	霧島市		196	100	水源 の かん 養
		旧国分市	1~16, 18~22, 24~108, 110~114	40	20	
		旧溝辺町	1~47	19	9	
		旧横川町	1~13, 15~35, 37~80	25	13	
		旧牧園町	1~63, 65~68, 70~132	42	22	
		旧霧島町	1~26, 28~57	25	13	
		旧隼人町	1, 3, 5, 7, 8, 11, 13~39, 41, 42, 44, 46~51	19	9	
		旧福山町	2~5, 8~12, 14~19, 22~47, 49~61, 63, 65~78	26	14	
		姶良市		83	43	
		旧加治木町	2~25, 27~29, 31~39, 41, 43~46, 47	12	7	
		旧姶良町	4~7, 11~13, 18, 20, 22, 23, 25~64, 66~69, 71, 75, 82, 105~107, 109, 113	40	20	
		旧蒲生町	2~4, 6, 8~16, 18~49, 51~61, 63, 65~70, 73~80, 82~84, 86~91	31	16	
		湧水町		43	23	
		旧栗野町	3, 11, 13, 15, 16, 43, 52, 54, 58, 60, 70	31	16	
		旧吉松町	1, 3, 5, 6, 14, 15	12	7	
		計		322	166	
災害 防備	灾害 防備	霧島市		207	99	土砂 の 流 出 ・ 崩 壊 の 防 備 等
		旧国分市	1~29, 31~45, 47, 48, 50, 51, 54~56, 58~61, 63~71, 74~82, 84~94, 96, 97, 99~106, 108, 110~113	45	22	
		旧溝辺町	1~17, 19, 23, 25, 26, 28~47	20	10	
		旧横川町	1, 3~13, 15~25, 27~31, 33, 36~80	29	14	
		旧牧園町	1, 2, 4, 5, 7~25, 27~38, 40~50, 52~63, 65, 66, 69, 72, 74~132	39	19	
		旧霧島町	1~11, 14, 15, 19, 21, 22, 24~26, 28~35, 41~44, 46~50, 53~57	27	12	
		旧隼人町	2~51	20	10	
		旧福山町	1~8, 10, 12~51, 55~63, 65~78	27	12	

単位 : ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積	前期	指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域(林班)				
指定	災害防備	姶良市		97	47	土砂の流出・崩壊の防備等	
		旧加治木町	1~13, 15~27, 29~44	18	8		
		旧姶良町	2, 3, 5, 6, 8, 9, 10, 12, 15~18, 20~30, 32~44, 46~50, 52~56, 58~66, 68~89, 91, 92, 95~113	47	22		
		旧蒲生町	1~6, 8~52, 54~91	32	17		
		湧水町		40	20		
		旧栗野町	1~4, 6~13, 15~17, 19, 20, 23~34, 36, 40~45, 47, 50, 53, 55~60, 62~68, 70, 71, 72	30	15		
		旧吉松町	1~18	10	5		
	保健, 風致の保存等	計		344	166	公衆の保健等	
		霧島市		16	7		
		旧牧園町	33~38, 40, 52, 76, 85~91, 123~125	6	2		
		旧霧島町	11~26, 31	10	5		
	計			16	7		
合 計				682	339		

(3) 実施すべき治山事業の数量

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、災害の防止、水源涵養など森林の公益的機能の高度発揮を図るために、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象に次のとおり計画する。

表II-19

単位：地区

市町村	森林の所在 区域（大字）	治山事業施行地区数		主な工種	備考
		前期	後期		
霧島市		46	13	渓間工・山腹工・本数調整伐等	
	旧国分市	12	4		
	旧溝辺町	5	-		
	旧横川町	3	1		
	旧牧園町	7	3		
	旧霧島町	4	1		
	旧隼人町	11	2		
姶良市	旧福山町	4	2		
		26	7		
	旧加治木町	6	2		
	旧姶良町	13	3		
湧水町	旧蒲生町	7	2		
		12	2		
	旧栗野町	7	1		
旧吉松町	川西、川添、鶴丸、中津川、般若寺	5	1		
計		84	22		

(注) 治山事業施行地区数とは、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（大字）を単位として計上したものである。

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

表II-20

単位 面積: h a

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		そ の 他	備考			
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法						
				方 法	限 度					
計			7,917.89							
霧島市			3,443.04							
水 源 か ん 養 保 安 林	旧国分市		21, 35, 38, 40, 41, 45, 47, 59, 61, 62, 64~67, 69, 70, 74, 79, 82, 83, 85, 89, 91, 93, 95~98, 100~103, 110	781.70	1 主伐に係る伐採種は定めない。	1 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、左記の種類のために指定された保安林又は、当該保安林が2以上あるときは、その集団についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が2以上あるときは、それらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。	1 伐採跡地には適地適木を旨としてスギ・ヒノキ・クヌギ又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の樹種を植栽する。 この場合、満1年以上の苗木をおおむね1ヘクタール当たり3,000本以上の割合（平成14年4月1日以降指定分及び指定施業要件の変更分については、1ヘクタール当たり樹種ごとに定める植栽本数以上の割合を適用）で均等に分布するよう植栽するものとする。			
	旧溝辺町		10, 18~23, 30~33	372.30	2 主伐として伐採をすることができる立木は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢以上のものとする。	2 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、10ヘクタールとする。				
	旧横川町		1, 2, 6, 10, 13, 27, 28, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 40, 41, 46, 48, 49, 53, 54, 74~78	462.47	3 間伐に係る伐採をすることができる箇所は前記に掲げる森林のうち樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。	※3 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じた材積とする。 ただし、植栽を定める森林において択伐による伐採を行う場合は、10分の4を乗じた材積とする。				
	旧牧園町		1, 4, 24, 26, 29, 30, 39~41, 45, 46, 51, 52, 72, 76, 77, 79, 81, 84~90, 92, 105, 106, 108, 109, 118, 119, 121~126	1,236.40						
	旧霧島町		18, 41, 52	226.88						
	旧隼人町		31, 34	4.57						
	旧福山町		3, 15, 16, 25, 34, 65~69, 71, 74, 76~78	358.72						
	姶良市			3,670.24						
	旧加治木町		3, 13~15, 17~21, 23~25	161.98						
	旧姶良町		4~7, 11~13, 18, 20, 22, 23, 25~64, 66, 69, 71, 75, 82, 97, 105~107, 109, 113	1,981.86						
	旧蒲生町		2~4, 10~16, 18~21, 23~37, 41~48, 54, 56~61, 63, 65~68, 79, 80, 86~90	1,526.40						
	湧水町			804.61						
	旧栗野町		3, 4, 11, 13, 15, 16, 21, 29, 34, 35, 38~40, 42, 43, 47, 60, 70, 71	592.06						
	旧吉松町		1, 3, 5, 6, 14, 15	212.55						

※ 平成14年4月1日以降の指定分及び指定施業要件の変更分について適用（各保安林台帳による）

4 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の2（平成14年4月1日以降指定分及び指定施業要件の変更分については、10分の3.5を適用）を超えずかつその伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の当該疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

3 広葉樹林の伐採跡地は原則として天然更新による。

種類	森林の所在		面積	施業方法			備考		
	市町村	区域 (林班)		伐採方法		その他の			
				方法	限度				
土砂流出防備保安林	計		1,113.02	<p>1 主伐は、抾伐による。</p> <p>2 主伐として伐採をすることができる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る伐採をすることができる箇所は前記に掲げる森林のうち樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p>	<p>1 伐採年度ごとに抾伐による伐採をすることができます立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に抾伐率を乗じた材積とする。</p> <p>なお、抾伐率は以下のとおりとする。</p> <p>※ 抾伐率</p> <p>① 平成14年3月31日以前指定分</p> <p>当該森林の年成長率に前回の抾伐の終わった日の属する伐採年度から伐採をしようとする伐採年度の前伐採年度までの年度数を乗じて得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは10分の3とする。</p> <p>ただし、保安林の指定後最初に行う抾伐による伐採にあっては10分の3を乗じた材積とする。</p> <p>② 平成14年4月1日以降指定分及び指定施業要件の変更分</p> <p>当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の抾伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合いい、その割合が10分3を超えるときは10分の3とする。</p> <p>ただし、保安林の指定後最初に行う抾伐による伐採にあっては、10分の3を乗じた材積とする。</p> <p>2 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができます立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の2（平成14年4月1日以降指定分及び指定施業要件の変更分については10分の3.5を適用）を超えて、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算し、おおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。</p>	<p>ただし、伐採方法は各保安林台帳による。</p>			
	霧島市		747.62						
	旧国分市	1~3, 5~7, 11~14, 16~18, 26, 28, 31, 33, 35, 38, 43, 44, 50, 59, 65, 67, 70, 74~78, 91, 94, 97, 100, 103, 105, 106, 108, 110, 111	189.83						
	旧溝辺町	1~7, 9~14, 16, 19, 23, 25, 26, 29, 31, 32, 34~42, 44~47	157.88						
	旧横川町	3, 5, 7, 18, 20~23, 27, 28, 44~46, 50, 54~63, 65, 67~76	43.06						
	旧牧園町	1, 2, 4, 5, 9~12, 15, 16, 18, 19, 21, 24, 27, 28, 47, 49, 50, 52~54, 56, 59, 60, 63, 66, 69, 72, 75, 77, 80, 81, 92~95, 98, 99, 104, 105, 108, 111~113, 130	48.06						
	旧霧島町	2, 5, 7, 9, 15, 21, 22, 28, 30~32, 34, 35, 41~44, 50, 53~56	25.63						
	旧隼人町	6, 7, 9, 11, 13~21, 23~30, 33~39, 42, 44, 47~49, 51	136.84						
	旧福山町	1~3, 10, 17~31, 35~40, 42, 43, 45, 46, 50, 51, 55~59, 61, 62, 66, 68, 70~74, 77	146.32						
	姶良市		276.19						
	旧加治木町	3, 5~12, 16, 17, 20~23, 25~27, 29, 33~35, 38, 39, 45, 47	100.86						
	旧姶良町	8, 17, 20, 21, 23~25, 27, 43, 44, 48, 58, 76, 85, 92, 96, 98, 100, 104, 106	157.87						
	旧蒲生町	1~3, 22, 62, 67, 70, 73	17.46						
	湧水町		89.21						
	旧栗野町	1, 6~9, 11, 14, 16, 17, 19~21, 23~26, 29~31, 36, 50, 65~67	41.59						
	旧吉松町	6~9, 11~13, 16, 18	47.62						

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法			備考		
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法		そ の 他			
				方 法	限 度				
土砂崩壊防備保安林	計		302.97	土砂流出防備保安林に同じ。			左に同じ。		
	霧島市		202.48						
	旧国分市	2, 3, 7, 16~18, 25, 26, 28, 29, 31~36, 39~41, 45, 47, 48, 50, 67, 68, 76~78, 85, 87, 92~94, 96, 97, 102	36.56						
	旧溝辺町	6, 10, 13, 15, 16, 19, 23, 25, 26, 28, 30, 32, 34~37, 42, 44, 46	21.89						
	旧横川町	3~5, 8, 18, 22~24, 29, 50, 52, 54, 55, 58~60, 63, 67, 70, 71, 73~75, 80	20.58						
	旧牧園町	8, 9, 15, 16, 18, 25, 31, 33, 34, 38, 44, 48, 55, 60, 62, 63, 72, 79, 81, 83, 92, 103~105, 108, 109, 111, 113, 117, 127, 128, 130, 131	28.31						
	旧霧島町	1~4, 6~9, 25, 26, 28, 29, 33, 34, 42, 44, 46, 47, 49, 55~57	32.16						
	旧隼人町	6~8, 10, 11, 15, 17, 19, 20, 24, 25, 27, 29, 37~40, 45, 50, 51	37.06						
	旧福山町	1~4, 8, 10, 20, 22, 27, 28, 31, 38, 41, 43, 45, 48~51, 55~58, 61, 63, 73, 74, 78	25.92						
	姶良市		48.22						
	旧加治木町	2~5, 7, 12, 13, 15, 21~24, 26, 27, 29, 30, 33, 35, 38, 41, 45	18.20						
	旧姶良町	2, 5, 8, 10, 23~25, 27, 37, 40, 41, 47, 48, 55, 60, 68, 74, 76~78, 80, 81, 83, 85~89, 95, 96, 111, 112	18.01						
	旧蒲生町	2, 4, 5, 18, 27, 36, 46, 54~56, 60, 62, 63, 65, 69, 73, 74, 83~85	12.01						
	湧水町		52.27						
	旧栗野町	1, 3, 6, 8, 14, 17~21, 23, 28, 30, 38, 39, 45, 47, 48, 50, 53, 54, 59, 65, 67, 69	28.66						
	旧吉松町	4, 7~9, 11~13, 15~17	23.61						
防風保安林	計		12.76	土砂流出防備保安林に同じ。			左に同じ。		
	霧島市		2.10						
	旧霧島町	23, 24, 27	2.10						
	姶良市		1.62						
	旧姶良町	110	1.62						
	湧水町		9.04						
	旧栗野町	13	3.00						
	旧吉松町	18	6.04						

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考		
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法				
				方 法	限 度			
千 売 防 備 保 安 林	計		164.17	水源かん養保安林に同じ。 ただし、伐採年度ごとに皆伐による伐採を することができる1箇所当たりの面積の限度 は、5ヘクタールとする。		左に同じ。		
	霧島市		103.83					
	旧国分市	3, 5	7.04					
	旧溝辺町	9, 19, 26, 29, 30, 40, 43, 44	10.03					
	旧横川町	3, 4, 8, 11, 72	14.25					
	旧牧園町	13, 65, 81, 82	12.43					
	旧霧島町	20, 22, 23	27.01					
	旧隼人町	30, 32, 34	23.88					
	旧福山町	11, 45	9.19					
	姶良市		27.69					
	旧加治木町	38, 39, 44	1.44					
	旧姶良町	48, 82	24.87					
	旧蒲生町	82	1.38					
	湧水町		32.65					
	旧栗野町	52, 54, 58	32.65					
落 石 防 備 保 安 林	計		27.20	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。		
	霧島市		24.06					
	旧牧園町	60, 61	8.16					
	旧隼人町	40	15.18					
	旧福山町	1	0.72					
	姶良市		3.14					
	旧加治木町	41, 45	2.44					
保 健 保 安 林	旧姶良町	110	0.70	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。		
	計		443.64					
	霧島市		356.39					
	旧国分市	40, 67, 83	30.14					
	旧溝辺町	22	97.56					
	旧牧園町	52, 76	9.80					
	旧霧島町	18	217.51					
	旧福山町	45	1.38					
	姶良市		87.25					
	旧加治木町	23~25	3.10					
	旧姶良町	110	1.57					
砂 防 指 定 地	旧蒲生町	33, 34, 36	82.58					
	計		2,468.17	砂防法により知事の許可が必要である。				
	霧島市		1,566.59					
	旧国分市	1~8, 11, 12, 15~22, 25, 27~29, 33, 54, 61, 64, 66, 90, 92~94, 100, 102, 105	299.86					
	旧溝辺町	1~3, 5~10, 16, 17, 28, 30, 31, 42~44	167.14					
	旧横川町	5, 6, 10, 12, 20, 21, 25, 33, 36, 37, 39, 41, 53~55, 58	97.27					
	旧牧園町	5, 7~9, 23, 31, 33~35, 37, 38, 40, 42, 43, 54, 69, 72, 77, 82~84, 86, 90, 91, 93, 110, 112, 115~118, 120~129	324.17					
	旧霧島町	1, 8, 11, 14~16, 19, 21, 24~26, 28, 33, 44, 46~49, 54	162.31					
	旧隼人町	3, 7, 9, 14~18, 22, 24~27, 29, 37, 47	120.19					
	旧福山町	1~6, 8, 10, 12~17, 20, 28~30, 33~37, 39~45, 47, 48, 50, 51, 55~63, 65~78	395.65					

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法			備考		
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法		そ の 他			
				方 法	限 度				
砂防指定地	姶良市		593.37	砂防法により知事の許可が必要である。					
	旧加治木町	1, 18, 20, 24~26, 30, 32~34, 36, 38, 39, 42, 43, 45~47	68.05						
	旧姶良町	15, 36, 37, 39, 48, 50, 81, 82, 96, 100, 101, 103, 106, 108, 109, 111~113	457.82						
	旧蒲生町	15, 17, 19, 20, 26~28, 31, 32, 36, 38, 47, 48, 55, 61, 77, 83	67.50						
	湧水町		308.21						
	旧栗野町	3~14, 16, 19, 20, 30, 31	96.29						
	旧吉松町	3, 5~7, 11, 13, 15~18	211.92						
国立公園特別保護地区	計		9.12	自然公園法第21条第3項の行為は原則として禁止する。					
	霧島市		9.12						
	旧霧島町	18	9.12						
	計		725.85						
	霧島市		668.91	1 拾伐法によるものにあっては、次に掲げる基準に適合すること。					
	旧牧園町	35, 37, 86~88	244.64	(1) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した拾伐率が、用材林にあっては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあっては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。					
	旧霧島町	17~22	398.83	(2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齡に見合う年齢以上であること。 ただし、立竹の伐採にあっては、この限りでない。					
国立公園第2種特別地域	旧隼人町	1	25.44	(3) 公園事業に係る施設（令第1条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあっては、単木拾伐法によるものであること。					
	姶良市		17.43	2 皆伐法によるものにあっては、1(2)の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合すること。					
	旧姶良町	110~113	17.43	(1) 1伐区の面積が2ha以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区の面積で除した値が10分の3を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。					
	湧水町		39.51	(2) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。					
	旧栗野町	4	39.51	(3) 利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。					

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考		
	市町村	区域 (林班)		伐採方法				
				方法	限度			
国立公園第3種特別地域	計		184.83	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。				
	霧島市		184.83					
	旧牧園町	33, 34	52.09					
	旧霧島町	11~13, 15, 16, 19~23	132.74					
国立公園普通地域	計		1,038.45	風景の保護ならびに公園の利用を考慮して施業を行うものとする。				
	霧島市		936.99					
	旧牧園町	34, 37, 38, 40, 85~87, 89~91, 123, 125	431.83					
	旧霧島町	12~15, 19~23	505.16					
	湧水町		101.46					
県立自然公園第2種特別地域	旧栗野町	4, 7, 10, 11, 13	101.46	国立公園第2種特別地域に準じる。				
	計		11.50					
	姶良市		11.50					
	旧姶良町	83, 85	4.13					
県立自然公園普通地域	旧蒲生町	90	7.37	国立公園普通地域に準じる。				
	計		258.49					
	姶良市		258.49					
	旧姶良町	76~80, 82~85	210.80					
	旧蒲生町	85, 90	47.69					

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法			備考		
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法		そ の 他			
				方 法	限 度				
文化財保護法による史跡名勝天然記念物にかかる指定地等	計		4.57	文化財保護法第81条第1項による。			文化財保護法第64条第1項及び同法第81条第1項の適用。		
霧島市			4.57						
旧国分市	83,84		4.57						
計									
急傾斜地崩壊危険区域	計		305.76	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により知事の許可が必要である。					
霧島市			235.50						
旧国分市	2, 9, 10, 21, 22, 24~26, 29, 54, 56, 85~88		61.06						
旧溝辺町	14, 25, 26, 34, 37		7.04						
旧横川町	22, 45, 58, 63, 64, 67, 70, 71, 73		28.61						
旧牧園町	5, 21, 50, 54~56, 59, 60, 95, 96, 98, 99, 104, 128, 130		48.66						
旧霧島町	1~3, 6, 8, 9, 25, 29, 33, 55, 57		40.75						
旧隼人町	5, 7~9, 14, 20, 38, 40, 43, 45~48, 50, 51		46.01						
旧福山町	2, 5, 7, 10		3.37						
姶良市			58.01						
旧加治木町	1, 18, 21, 34, 39, 41		23.01						
旧姶良町	79		2.73						
旧蒲生町	36, 67, 77, 83, 84, 86, 91		32.27						
湧水町			12.25						
旧栗野町	6, 8, 14, 20, 31, 47, 50, 67, 68		8.31						
旧吉松町	8, 9, 12, 16		3.94						

(注) 1 面積は兼種保安林を含む面積である。

2 四捨五入の関係で小計及び計と内訳の計は一致しない場合がある。

2 その他必要な事項

「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を踏まえ、地域の生物多様性保全に配慮した森林施業を推進する。

(附) 參 考 資 料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

区分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ②/①×100	
		②総数	国有林	民有林		
総 数	97,871	66,308	(454)	11,576	54,732	68
霧島市	60,317	40,662	(89)	7,357	33,305	67
姶良市	23,125	15,480	(0)	824	14,656	67
湧水町	14,429	10,165	(365)	3,395	6,771	70

(注) 1 森林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積である。

2 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

3 国有林の()は、その他省庁所管で、内数。

資料：区域面積 令和5年鹿児島県統計年鑑(令和6年12月刊行)

民有林 森林経営課(令和7年度森林計画調査結果)

国有林 林野庁所管(官行造林含む)：九州森林管理局(令和7年度森林計画調査結果)

その他省庁所管：森林経営課調べ(令和7年3月31日現在)

(2) 地況

ア 気候

観測地	気温(℃)			年間降水量 (mm)	主風 の方向
	最高	最低	年平均		
溝辺	34.8	-2.8	17.5	2,955.0	北北西
牧之原	35.1	-2.3	16.8	3,185.5	西北西

資料：気象庁 気象データ(令和6年)

イ 地勢

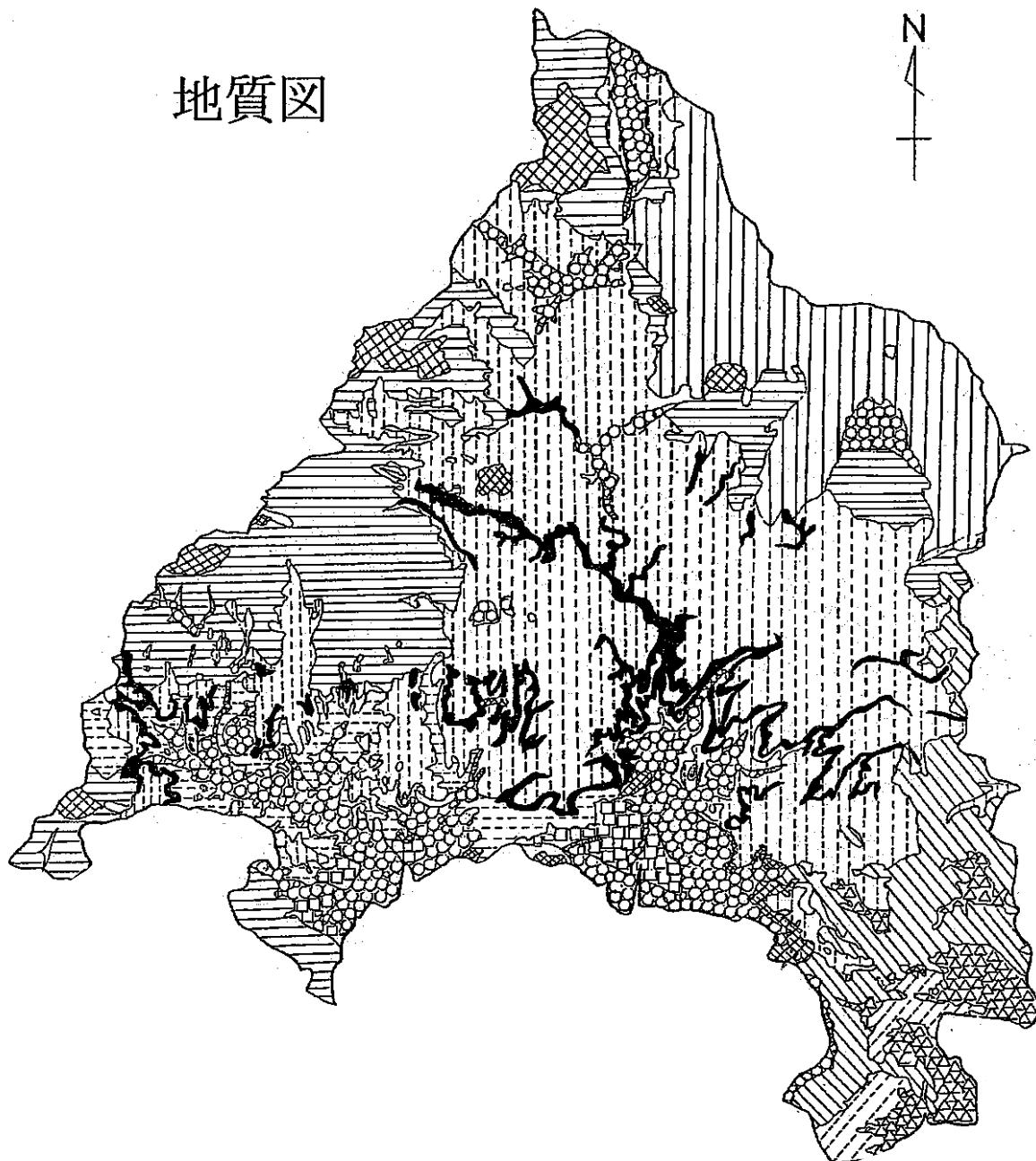
I 計画の大綱

- 1 自然的、社会的経済的位置付け
(2) 自然的背景 イ 地勢 と同じ

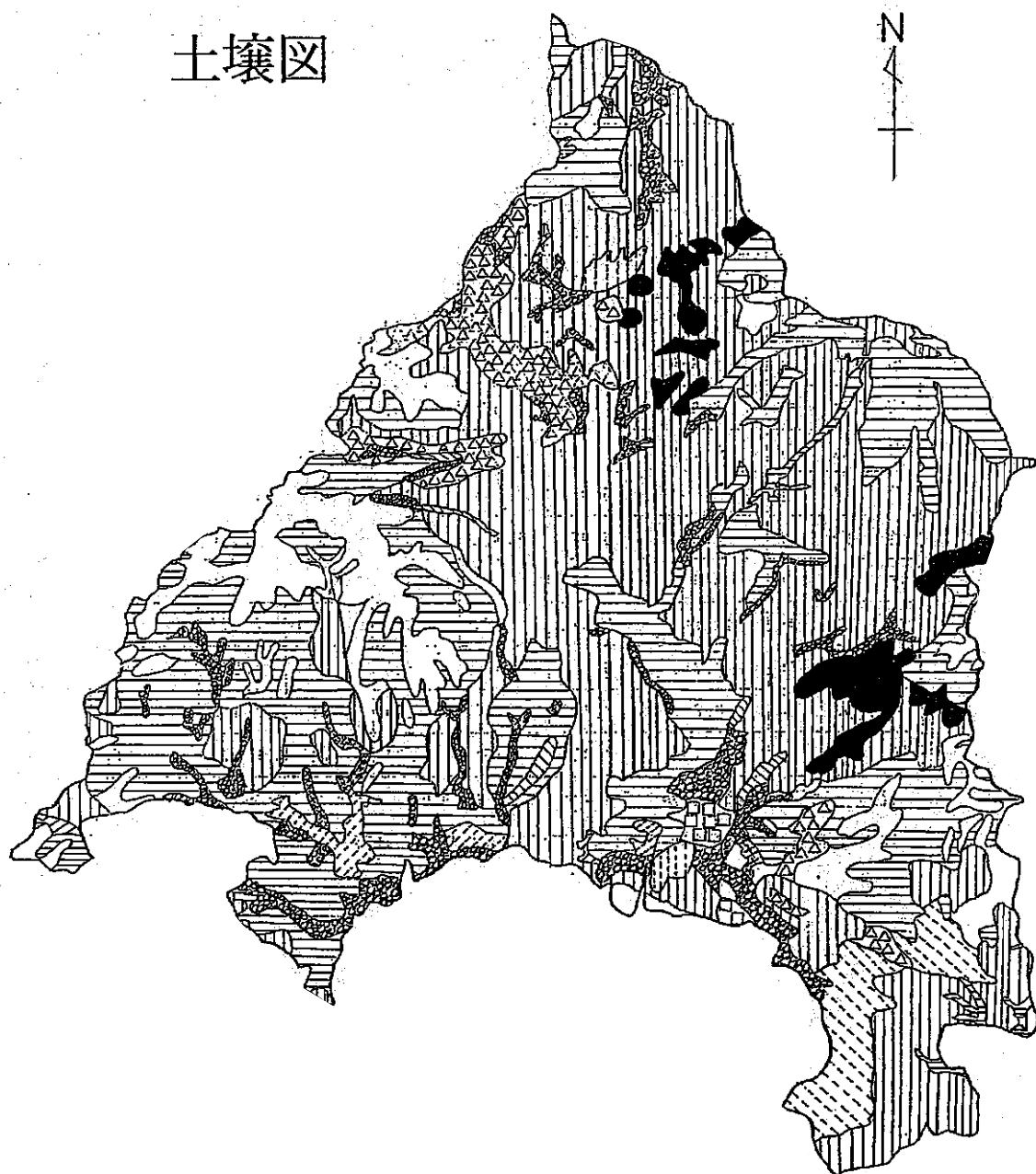
ウ 地質、土壤等

次頁に掲載

地質図



土壤図



	厚層黒ボク土壤 X X X X	粗粒グライ土壤	粗粒灰色低地土壤
	黒ボク土壤	乾性褐色森林土壤 (黄褐色)	細粒灰色低地土壤
	褐色森林土壤 △△△ △△△	粗粒風化火山 抛出物未熟土壤	多湿黒ボク土壤
○○○	灰色低地土壤 □□□ □□□	グライ土壤	湿性褐色森林土壤
\\\\\\	粗粒火山抛出物 未熟土壤	黄色土壤	.

(3) 土地利用の現況

区分	区域面積	森林	農地			その他	
			総数	うち田	うち畠	総数	うち宅地
総 数	97,871	66,308	5,088	2,477	2,610	26,475	5,058
霧島市	60,317	40,662	3,151	1,123	2,028	16,504	3,069
姶良市	23,125	15,480	857	728	129	6,788	1,560
湧水町	14,429	10,165	1,080	626	453	3,184	429

(注)四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

資料 森林:森林經營課

農地:2020年世界農林業センサス(令和3年12月)

区域面積・宅地:令和5年鹿児島県統計年鑑(令和6年12月刊行)

(4) 産業別生産額

区分	総数	第1次産業			第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業		
总数	849,832	16,540	14,323	1,949	268	322,939
霧島市	592,479	12,253	10,798	1,234	221	261,174
姶良市	223,658	2,595	2,195	354	46	52,899
湧水町	33,695	1,692	1,330	361	1	8,866
						23,137

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

資料：令和4年度市町村民所得推計報告書（令和7年6月）

(5) 産業別就業者数

区分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	水産業		
总数	99,283	4,407	3,916	360	131	23,711	71,165
霧島市	58,190	2,894	2,590	199	105	15,562	39,734
姶良市	36,863	916	789	104	23	7,102	28,845
湧水町	4,230	597	537	57	3	1,047	2,586

資料：令和4年度市町村民所得推計報告書（令和7年6月）

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

区分			総数			齢級1			齢級2			齢級3			齢級4					
			面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量			
人 工 林	育成單層林	針葉樹	す ぎ	20,322.70	11,047,931	183,161	786.05		547.50		15,204	418.45	57,929	4,424	261.15	52,623	2,917			
			ひ の き	10,190.26	3,838,199	64,525	15.33		58.15		1,429	33.79	2,571	213	24.01	2,992	176			
			ま つ	155.84	47,162	182	0.10		0.10											
			その他の針	30.14	6,395	47	0.74		4.29		2	2.00	114	14	0.68	68	3			
			針 計	30,698.95	14,939,687	247,915	802.22		610.03		16,635	454.24	60,614	4,651	285.85	55,683	3,096			
	育成複層林	広葉樹	く す	69.54	9,905	2									0.17	11	1			
			く ぬ ぎ	1,369.69	167,600	1,596	19.91		66	39.30	693	178	62.07	2,802	405	69.82	5,424	397		
			い じ ゆ	0.14	19															
			もくまお	0.79	95	1									0.24	17	1			
			その他の広	208.82	26,079	256	1.43			8.86	223	51	3.88	183	25	9.17	750	59		
			広 計	1,648.98	203,698	1,855	21.34		66	48.16	916	229	65.95	2,985	430	79.40	6,202	458		
	育成单層林計			32,347.93	15,143,385	249,770	823.56		66	658.19	916	16,864	520.19	63,599	5,081	365.25	61,885	3,554		
天 然 林	育成複層林	針葉樹	す ぎ	78.12	13,778	386									0.66	72	3			
			ひ の き	14.64	1,649	43														
			ま つ	30.14	6,123	87														
			その他の針	1.51	160	4														
			針 計	94.28	15,587	433									0.66	72	3			
		広葉樹	く す	2.00	129	5														
			く ぬ ぎ	2.79	154	1														
			い じ ゆ																	
			もくまお																	
			その他の広	16.29	1,106	22														
			広 計	21.08	1,389	28														
	育成複層林計			115.35	16,976	461									0.66	72	3			
	人工林計			32,461.91	15,178,936	250,223	823.56		66	658.19	916	16,864	520.19	63,599	5,081	365.25	61,885	3,554		
天 然 林	育成單層林	針葉樹	ま つ																	
			その他の針																	
			針 計																	
		広葉樹	く す	0.03	4															
			く ぬ ぎ	778.46	97,200	1,152			5.89	66	20	27.98	1,428	195	63.86	4,926	409			
		広葉樹	い じ ゆ																	
			もくまお																	
			その他の広	1.41	159	5									0.11	9	1			
			広 計	779.90	97,363	1,157			5.89	66	20	27.98	1,428	195	63.97	4,935	410			
	育成单層林計			779.90	97,363	1,157			5.89	66	20	27.98	1,428	195	63.97	4,935	410			
	育成複層林	針葉樹	ま つ																	
			その他の針																	
			針 計																	
		広葉樹	く す																	
			く ぬ ぎ																	
		広葉樹	い じ ゆ																	
			もくまお																	
			その他の広	12.26	1,663	5									0.28	24	3			
			広 計	12.26	1,663	5									0.28	24	3			
	育成複層林計			12.26	1,663	5									0.28	24	3			
天 然 林	天 然 生 林	針葉樹	ま つ	232.48	71,475	106			1.28		73									
			その他の針	0.63	311	6														
			針 計	233.11	71,786	112			1.28		73									
		広葉樹	く す																	
			く ぬ ぎ	110.04	14,844	60			1.75	40	10	0.23	7	2	0.07	5				
		広葉樹	い じ ゆ																	
			もくまお																	
			その他の広	16,275.20	2,032,811	13,814	479.21		1,157	740.72	13,640	3,526	675.16	26,505	4,350	428.33	34,793	2,471		
			広 計	16,385.24	2,047,655	13,874	479.21		1,157	742.47	13,680	3,536	675.39	26,512	4,352	428.40	34,798	2,471		
		天然生林計		16,618.36	2,119,441	13,986	479.21		1,157	743.75	13,680	3,609	675.39	26,512	4,352	428.40	34,798	2,471		
	天然林計			17,410.52	2,218,467	15,148	479		1,157	750	13,746	3,629	703	27,940	4,547	493	39,757	2,884		
未 立 木 地 等	竹林			2,546.78	1,035,243															
	(内訳)モウソウチク			1,836.17	ha	918,581	束													
	マダケ			399.97	ha	100,593	束													
	ホティチク			265.34	ha	13,724	束													
	メダケ			43.10	ha	2,234	束													
再掲特殊樹林	(内訳)伐採跡地			1,723.61	ha	未立木地	509.92	ha												
	(内訳)崩壊地			6,11	ha	刈上敷地	2.01	ha												
	風衝地			63.95	ha	岩石地	7.04	ha												
合 計			115.35	16,976	461	54,731.84	17,397,403	265,371	1,302.77		1,223	1,407.83	14,662	20,493	1,223.56	91,539	9,628	857.90	101,642	6,438
再掲特殊樹林	つばき		0.31	44																
	し ゃ り ん ば い		5.28	402	2	2.23									0.29	17	2			

(注)1 表中の上段は複層林の下層を示す。

2 四捨五入の関係で計及び合計と内訳の計は一致しない場合がある。

資料:森林經營課

区分			齢級11			齢級12			齢級13			齢級14			齢級15						
			面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量				
人 工 林	育成 单層林	針葉樹	す ぎ	2,790.00	1,595,669	25,121	2,955,03	1,826,537	24,498	2,622,58	1,727,621	21,627	1,945,82	1,358,872	14,862	1,311,61	927,019	10,216			
			ひ の き	2,250.21	833,563	14,592	2,352,70	942,900	14,197	1,510,19	649,282	8,839	753,88	345,615	4,279	254,15	118,470	1,489			
			ま つ	8.83	2,417	28	20,44	5,975	47	37,00	11,141	74	24,13	7,462	26	28,42	8,838				
			その 他 針	0.27	75	1				1,47	445	2	0.41	128		0.65	202				
			針 計	5,049.32	2,431,724	39,742	5,328,16	2,775,412	38,742	4,171,24	2,388,489	30,542	2,724,24	1,712,077	19,167	1,594,82	1,054,529	11,705			
	育成 複層林	広葉樹	く す	0.10	14					1,99	285					64,83	9,271				
			く ぬ ぎ	57.84	8,115	13	24,45	3,456	2	10,76	1,532	1	11,99	1,713		7.49	1,071				
			い じ ゆ																		
			も く ま お				0.55	78													
			そ の 他 広	36.62	5,134	1	11,14	1,576	2	19,24	2,732		4,01	574		5,06	724				
			広 計	94.56	13,263	14	36,14	5,110	4	31,99	4,549	1	15,99	2,287		77.38	11,066				
	育成 单層林 計			5,143.88	2,444,987	39,756	5,364,31	2,780,522	38,746	4,203,23	2,393,038	30,543	2,740,24	1,714,364	19,167	1,672,21	1,065,595	11,705			
天 然 林	育成 单層林	針葉樹	す ぎ	1.16	356	5	0.30	120	1	10,28	4,114	53	13,73	4,902	53	7,28	2,742	30			
			ひ の き	0.13	23	23	11,49	3,683	48												
			ま つ																		
			そ の 他 針																		
			針 計	1.29	379	5	0.30	120	1	15,03	5,241	69	18,35	6,144	69	8,07	2,960	33			
	育成 複層林	広葉樹	く す																		
			く ぬ ぎ																		
			い じ ゆ																		
			も く ま お																		
			そ の 他 広																		
			広 計																		
	育成 複層林 計			1.29	379	5	0.30	120	1	15,03	5,241	69	18,35	6,144	69	8,07	2,960	33			
	人 工 林 計			5,154.10	2,447,548	39,798	5,388,10	2,786,207	38,824	4,218,26	2,398,279	30,612	2,758,58	1,720,508	19,236	1,680,28	1,068,555	11,738			
天 然 林	育成 单層林	針葉樹	ま つ																		
			そ の 他 針																		
			針 計																		
			く す																		
			く ぬ ぎ	52.99	7,415	9	31,89	4,498	9	6,11	867		2,63	376		4,58	654				
	育成 複層林	広葉樹	い じ ゆ																		
			も く ま お																		
			そ の 他 広	0.59	82	1															
			広 計	53.58	7,497	10	31,89	4,498	9	6,11	867		2,63	376		4,58	654				
			育成 单層林 計	53.58	7,497	10	31,89	4,498	9	6,11	867		2,63	376		4,58	654				
	育成 複層林	針葉樹	ま つ																		
			そ の 他 針																		
			針 計																		
			く す																		
			く ぬ ぎ																		
	育成 複層林	広葉樹	い じ ゆ																		
			も く ま お																		
			そ の 他 広	0.03	4		1,67	235	2	8,03	1,141		1,08	102		0,66	94				
			広 計	0.03	4		1,67	235	2	8,03	1,141		1,08	102		0,66	94				
			育成 複層林 計	0.03	4		1,67	235	2	8,03	1,141		1,08	102		0,66	94				
	天 然 林	针 葉 樹	ま つ	0.88	240	2	2,01	593	3	12,79	3,682	22	7,18	2,231	1	16,53	5,139				
			そ の 他 針	0.27	157	3	0,20	76	1	0,08	55	1									
			針 計	1.15	397	5	2,21	669	4	12,88	3,737	23	7,18	2,231	1	16,53	5,139				
			く す																		
			く ぬ ぎ	15.75	2,203	2	4,58	651		1,95	277		1,32	190		2,04	293				
	天 然 林	针 葉 樹	い じ ゆ																		
			も く ま お																		
			そ の 他 広	1,632,68	228,952	201	2,079,49	294,348	188	2,223,82	316,675	210	1,479,31	211,130		1,503,55	214,857				
			広 計	1,648,43	231,155	203	2,084,07	294,999	188	2,225,77	316,952	210	1,480,63	211,320		1,505,60	215,150				
			天 然 生 林 計	1,649,57	231,552	208	2,086,28	295,668	192	2,238,64	320,689	233	1,487,81	213,551	1	1,522,13	220,289				
	天 然 林 計			1,703	239,053	218	2,120	300,401	203	2,253	322,697	233	1,492	214,029	1	1,527	221,037				
竹 林																					
未 立 木 地 等																					
更 新 困 難 地																					
合 计			1.29	379	5	0.30	120	1	6,471,04	2,720,976	30,845	4,250,10	1,934,537	19,237	3,207,64	1,289,592	11,738				
再掲特殊樹林	つ ば き								0.04	6						0.09	13				
	し ゃ り ん ば い		1.83	256																	

(注)1 表中の上段は複層林の下層を示す。

2 四捨五入の関係で計及び合計と内訳の計は一致しない場合がある。

資料:森林經營課

単位 面積:ha, 材積:m³, 竹:束, 生長量:m³

齡級16			齡級17			齡級18			齡級19			齡級20			齡級21以上		
面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量
643.38	454,725	5,032	382.52	270,369	2,988	166.62	117,643	1,308	169.86	120,058	1,316	117.70	83,198	924	161.52	113,971	1,263
74.61	34,782	428	52.68	24,552	304	23.56	10,865	134	18.87	8,797	112	32.33	15,069	193	90.04	41,966	538
2.47	768				3.06	952									29.65	9,220	
0.03	9														13.90	4,322	
720.49	490,284	5,460	435.20	294,921	3,292	193.23	129,460	1,442	188.73	128,855	1,428	150.03	98,267	1,117	295.11	169,479	1,801
			0.33	47											1.08	154	
1.66	237		0.29	41					0.07	10		1.75	249				
0.38	54		2.51	358					0.60	85					0.02	3	
2.04	291		3.13	446					0.67	95		1.75	249		1.10	157	
722.53	490,575	5,460	438.33	295,367	3,292	193.23	129,460	1,442	189.40	128,950	1,428	151.78	98,516	1,117	296.20	169,636	1,801
12.91	4,537	54	6.95	3,196	38	2.55	1,114	13	1.70	568	7	7.48	1,952	23	0.61	259	3
1.25	291	3	0.23	40											0.11	26	
14.16	4,828	57	7.18	3,236	38	2.55	1,114	13	1.70	568	7	7.48	1,952	23	0.72	285	3
14.16	4,828	57	7.18	3,236	38	2.55	1,114	13	1.70	568	7	7.48	1,952	23	0.72	285	3
736.69	495,403	5,517	445.51	298,603	3,330	195.78	130,574	1,455	191.10	129,518	1,435	159.26	100,468	1,140	296.92	169,921	1,804
			0.03	4													
0.05	7		0.19	27													
0.05	7		0.22	31													
0.05	7		0.22	31													
1.53	477		3.13	973		15.79	4,912		7.40	2,302		18.34	5,703		144.59	44,968	
1.53	477		3.13	973		15.79	4,912		7.40	2,302		18.34	5,703		144.59	44,968	
									0.67	96							
954.01	136,332		432.28	61,789		247.29	35,339		98.36	14,041		144.73	20,530		272.19	38,922	
954.01	136,332		432.28	61,789		247.29	35,339		99.03	14,137		144.73	20,530		272.19	38,922	
955.54	136,809		435.41	62,762		263.09	40,251		106.43	16,439		163.06	26,233		416.78	83,890	
956	136,816		436	62,793		263	40,251		106	16,439		163	26,233		417	83,890	
1,692.28	632,219	5,517	881.14	361,396	3,330	458.87	170,825	1,455	297.53	145,957	1,435	322.32	126,701	1,140	713.70	253,811	1,804

(2) 制限林普通林別森林資源表

区分		総数	立木地								
			総数			人工林					
						総数	針	広	育成单層林	育成複層林	
総数	面積	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針	広	総数	針	広	総数
総数	面積	54,732	49,872	31,046	18,826	32,462	30,813	1,649	32,348	30,699	1,649
	材積	17,397	17,397	15,047	2,350	15,179	14,975	204	15,143	14,940	204
	成長量	265	265	248	17	250	248	2	250	248	2
普通林	面積	41,933	37,705	23,219	14,486	24,516	23,193	1,322	24,440	23,118	1,322
	材積	13,146	13,146	11,362	1,784	11,517	11,355	163	11,494	11,331	163
	成長量	201	201	188	13	189	188	1	189	187	1
制限林	面積	12,799	12,167	7,827	4,340	7,946	7,620	327	7,907	7,581	327
	材積	4,251	4,251	3,685	567	3,662	3,620	41	3,650	3,609	41
	成長量	64	64	61	3	61	61	0	61	60	0

(注) 1 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

2 「0」と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

資料:森林經營課

単位 面積:ha 材積:千m³ 竹:千束 成長量:千m³

立木地												竹林	無立木地			更新困難地						
天然林													総数	伐採跡地	未立木地							
総数			育成单層林			育成複層林			天然生林													
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広											
17,411	233	17,177	780	0	780	12	0	12	16,618	233	16,385	2,547	2,234	1,724	510	79						
2,218	72	2,147	97	0	97	2	0	2	2,119	72	2,048	1,035	-	-	-	-						
15	0	15	1	0	1	0	0	0	14	0	14	-	-	-	-	-						
13,189	26	13,164	695	-	695	4	-	4	12,491	26	12,465	2,212	2,006	1,613	393	10						
1,629	8	1,621	87	-	87	0	-	0	1,542	8	1,534	897	-	-	-	-						
12	0	12	1	-	1	0	-	0	11	0	11	-	-	-	-	-						
4,221	207	4,014	85	-	85	9	-	9	4,127	207	3,920	334	228	111	117	69						
590	64	526	11	-	11	1	-	1	578	64	514	138	-	-	-	-						
3	0	3	0	-	0	0	-	-	3	0	3	-	-	-	-	-						

(3) 市町村別森林資源表

区分			総数	立木地										
				総数			人工林							
							総数	針	広	総数	針	広	総数	
総数	面積	54,732	49,872	31,046	18,826	32,462	30,813	1,649	32,348	30,699	1,649	114	114	
	材積	17,397	17,397	15,047	2,350	15,179	14,975	204	15,143	14,940	204	36	36	
姶良・伊佐地域振興局	霧島市	面積	33,305	30,699	19,450	11,248	20,511	19,220	1,291	20,432	19,141	1,291	78	78
	霧島市	材積	10,741	10,741	9,354	1,388	9,441	9,282	159	9,418	9,259	159	23	23
	旧国分市	面積	6,659	6,083	4,411	1,672	4,641	4,410	231	4,610	4,380	231	30	30
	旧国分市	材積	2,393	2,393	2,209	184	2,239	2,209	30	2,230	2,200	30	9	9
	旧溝辺町	面積	2,855	2,579	1,798	781	1,892	1,798	95	1,886	1,791	95	6	6
	旧溝辺町	材積	989	989	883	105	895	883	11	893	882	11	2	2
	旧横川町	面積	4,527	4,103	2,630	1,473	2,943	2,628	314	2,942	2,627	314	1	1
	旧横川町	材積	1,407	1,407	1,216	191	1,255	1,215	40	1,255	1,215	40	0	0
	旧牧園町	面積	7,695	7,173	3,937	3,237	4,279	3,900	379	4,277	3,898	379	2	2
	旧牧園町	材積	2,293	2,293	1,868	425	1,905	1,857	49	1,905	1,856	49	1	1
	旧霧島町	面積	4,151	3,887	2,563	1,324	2,533	2,373	160	2,533	2,373	160	0	-
	旧霧島町	材積	1,298	1,298	1,144	154	1,105	1,086	19	1,105	1,086	19	0	-
	旧隼人町	面積	3,372	3,085	1,549	1,535	1,625	1,549	76	1,610	1,534	76	16	16
	旧隼人町	材積	986	986	789	197	796	789	7	793	786	7	3	3
	旧福山町	面積	4,047	3,788	2,562	1,227	2,597	2,562	35	2,574	2,538	35	23	23
	旧福山町	材積	1,376	1,376	1,244	132	1,246	1,244	3	1,237	1,235	3	9	9
	姶良市	面積	14,656	13,221	7,448	5,773	7,624	7,448	176	7,592	7,417	176	32	32
	姶良市	材積	4,594	4,594	3,877	717	3,899	3,877	22	3,887	3,866	22	11	11
	旧加治木町	面積	2,392	2,100	1,211	888	1,248	1,211	37	1,240	1,203	37	8	8
	旧加治木町	材積	787	787	665	122	670	665	5	667	662	5	3	3
	旧姶良町	面積	6,688	6,089	3,251	2,838	3,344	3,251	93	3,336	3,243	93	8	8
	旧姶良町	材積	1,910	1,910	1,589	321	1,601	1,589	12	1,597	1,586	12	4	4
	旧蒲生町	面積	5,576	5,033	2,986	2,047	3,032	2,986	46	3,017	2,971	46	15	15
	旧蒲生町	材積	1,897	1,897	1,623	274	1,628	1,623	5	1,623	1,618	5	5	5
	湧水町	面積	6,771	5,952	4,147	1,805	4,327	4,145	182	4,323	4,141	182	4	4
	湧水町	材積	2,062	2,062	1,816	246	1,839	1,816	23	1,838	1,815	23	1	1
	旧栗野町	面積	4,939	4,320	3,005	1,315	3,116	3,002	114	3,112	2,999	114	3	3
	旧栗野町	材積	1,542	1,542	1,362	179	1,376	1,362	14	1,375	1,361	14	1	1
	旧吉松町	面積	1,832	1,633	1,143	490	1,211	1,143	69	1,211	1,142	69	1	1
	旧吉松町	材積	521	521	454	66	463	454	9	463	454	9	0	0

(注) 1 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

2 「0」と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

資料:森林經營課

立木地											無立木地			更新困難地		
天然林											竹林	総数	伐採跡地	未立木地		
総数			育成单層林			育成複層林			天然生林							
総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	2,547	2,234	1,724	510	79
17,411	233	17,177	780	-	780	12	-	12	16,618	233	16,385	2,547	2,234	1,724	510	79
2,218	72	2,147	97	-	97	2	-	2	2,119	72	2,048	1,035	-	-	-	-
10,188	230	9,958	757	-	757	11	-	11	9,419	230	9,189	1,060	1,470	1,148	322	76
1,300	71	1,229	94	-	94	2	-	2	1,204	71	1,133	414	-	-	-	-
1,442	1	1,441	0	-	0	1	-	1	1,441	1	1,439	119	451	377	74	5
154	0	154	0	-	0	0	-	0	154	0	154	39	-	-	-	-
687	0	686	27	-	27	2	-	2	658	0	657	160	114	81	32	2
94	0	94	3	-	3	0	-	0	91	0	91	73	-	-	-	-
1,160	2	1,158	234	-	234	0	-	-	927	2	925	211	209	144	66	4
152	1	151	26	-	26	0	-	-	125	1	125	75	-	-	-	-
2,894	37	2,857	258	-	258	8	-	8	2,629	37	2,592	264	256	190	66	1
387	11	376	34	-	34	1	-	1	353	11	341	99	-	-	-	-
1,354	190	1,165	36	-	36	0	-	-	1,318	190	1,128	81	121	76	44	62
194	59	135	5	-	5	0	-	-	189	59	130	35	-	-	-	-
1,460	0	1,459	203	-	203	0	-	-	1,257	0	1,257	155	131	106	24	1
190	0	190	27	-	27	0	-	-	163	0	163	76	-	-	-	-
1,191	0	1,191	0	-	-	1	-	1	1,191	-	1,191	70	188	173	16	1
129	0	129	0	-	-	0	-	0	129	-	129	18	-	-	-	-
5,597	0	5,597	3	-	3	1	-	1	5,593	-	5,593	1,066	365	248	117	3
695	0	695	0	-	0	0	-	0	695	-	695	455	-	-	-	-
851	0	851	1	-	1	0	-	-	851	-	851	235	56	17	39	2
117	0	117	0	-	0	0	-	-	117	-	117	95	-	-	-	-
2,745	0	2,745	2	-	2	1	-	1	2,742	-	2,742	421	178	143	34	-
309	0	309	0	-	0	0	-	0	308	-	308	184	-	-	-	-
2,000	0	2,000	1	-	1	0	-	-	2,000	-	2,000	411	132	88	43	1
269	0	269	0	-	0	0	-	-	269	-	269	176	-	-	-	-
1,625	3	1,623	19	-	19	0	-	-	1,606	3	1,604	420	398	327	71	0
223	0	223	3	-	3	0	-	-	220	0	220	166	-	-	-	-
1,204	3	1,201	8	-	8	0	-	-	1,196	3	1,193	287	332	302	30	0
166	0	165	1	-	1	0	-	-	164	0	164	112	-	-	-	-
421	0	421	11	-	11	0	-	-	411	-	411	133	66	25	41	-
58	0	58	1	-	1	0	-	-	56	-	56	54	-	-	-	-

(4) 所有形態別森林資源表

区分		総数	立木地									
			総数			人工林						
			総数			育成单層林			育成複層林			
総数	面積	54,732	49,872	31,046	18,826	32,462	30,813	1,649	32,348	30,699	1,649	114
県有林	材積	17,397	17,397	15,047	2,350	15,179	14,975	204	15,143	14,940	204	36
	面積	1,425	1,364	1,045	319	1,065	1,045	20	1,054	1,035	20	10
市町村有林	材積	530	530	488	42	491	488	3	488	485	3	3
	面積	5,390	5,192	2,867	2,325	3,124	2,861	263	3,101	2,838	263	23
私有林	材積	1,659	1,659	1,346	313	1,379	1,344	35	1,374	1,339	35	5
	面積	47,917	43,317	27,134	16,183	28,273	26,907	1,366	28,192	26,826	1,366	81
	材積	15,208	15,208	13,213	1,995	13,309	13,143	166	13,282	13,116	166	27

(注) 1 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

2 「0」と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

資料:森林經營課

単位 面積:ha 材積:千m³ 竹:千束 成長量:千m³

立木地											竹林	無立木地			
天然林											總数	要人工植栽地	更新困難地		
育成单層林			育成複層林			天然生林									
總数	針	広	總数	針	広	總数	針	広	總数	針	広	總数	要人工植栽地	更新困難地	
17,411	233	17,177	780	0	780	12	0	12	16,618	233	16,385	2,547	2,313	2,234	79
2,218	72	2,147	97	0	97	2	0	2	2,119	72	2,048	1,035	-	-	-
299	0	299	2	-	2	0	-	-	297	-	297	21	40	33	7
40	0	40	0	-	0	0	-	-	39	-	39	7	-	-	-
2,068	6	2,062	158	-	158	1	-	1	1,909	6	1,904	101	97	96	1
280	2	279	20	-	20	0	-	0	260	2	259	36	-	-	-
15,044	228	14,816	620	-	620	12	-	12	14,412	228	14,184	2,425	2,175	2,104	71
1,899	70	1,829	77	-	77	2	-	2	1,820	70	1,749	993	-	-	-

(5) 制限林の種類別面積

区分		保 安 林											保施設	砂防地	自然公園		
		水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	土砂崩壊防備保安林	飛砂防備保安林	防風保安林	潮害防備保安林	干害防備保安林	落石防止保安林	魚つき保安林	航行保安林	保健保安林			国立公園	特別保護地区	第1種特別地域
総 数	7,917.89	(134.63) 978.39	(3.34) 299.63		12.76		(1.22) 162.95	27.20			(438.07) 5.57	(577.26) 9,404.39		(629.59) 1,838.58	(9.12)		(455.54) 270.31
姶良・伊佐地区域振興局	霧島市	3,443.04 (27.76) 719.86	299.63 (3.33) 199.15		2.10		(1.22) 102.61	24.06			(354.50) 1.89	(386.81) 4,492.71		(300.25) 1,266.34	(9.12)		(431.49) 237.42
	旧国分市	781.70 (26.09) 163.74	34.84 (1.72)				7.04				(30.14)		(57.95) 987.32	(28.65) 271.21			
	旧溝辺町	372.30 (1.29) 156.59	21.89				10.03				(95.67) 1.89	(96.96) 562.70	(40.75) 126.39				
	旧横川町	462.47 (0.15) 43.06	20.43				14.25				(0.15) 540.21	(13.98) 83.29					
	旧牧園町	1,236.40 (0.15) 48.06	28.31				12.43	8.16			(9.80)	(9.80) 1,333.36	(120.77) 203.40			(222.96) 21.68	
	旧霧島町	226.88 (0.38) 25.63	32.16		2.10		(1.22) 25.79				(217.51)	(218.73) 312.56	(2.46) 159.85	(9.12)		(208.53) 190.30	
	旧隼人町	4.57 (0.38) 136.84	37.06				23.88	15.18				217.53		(15.69) 104.50		25.44	
	旧福山町	358.72 (0.01) 145.94	24.46				9.19	0.72			(1.38)	(3.22) 539.03	(77.95) 317.70				
	姶良市	3,670.24 (90.26) 185.93	48.21		1.62		27.69	3.14			(83.57) 3.68	(173.84) 3,940.51	(296.55) 296.82			(1.05) 16.38	
	旧加治木町	161.98 (90.26) 100.86	18.20				1.44	2.44			3.10	288.02		(11.08) 56.97			
旧姶良町	旧姶良町	1,981.86 (0.01) 67.61	18.00		1.62		24.87	0.70			(1.57)	(91.84) 2,094.66	(264.77) 193.05			(1.05) 16.38	
	旧蒲生町	1,526.40 (16.61) 17.46	12.01				1.38				(82.00) 0.58	(82.00) 1,557.83	(20.70) 46.80				
	湧水町	804.61 (16.61) 72.60	52.27		9.04		32.65					(16.61) 97.17	(32.79) 275.42			(23.00) 16.51	
	旧栗野町	592.06 (16.61) 24.98	28.66		3.00		32.65					(16.61) 681.35	(13.25) 83.04			(23.00) 16.51	
	旧吉松町	212.55 (16.61) 47.62	23.61		6.04							289.82	(19.54) 192.38				

(注)表中の()書きの数値は左欄の制限林と重複する面積で外数である。

資料:森林經營課

単位 ha

国 立 公 園			自 然 公 園						縣 立 自 然 公 園			自然環境保全地域	特鳥別保護区に地によく区る	風都巿計画法地による区	か史文化財保護法に地による等に	急傾斜地崩壊危険区域	合計		
第3種特別地域	普通地域	計	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	計	第1種特別地域	第2種特別地域	普通地域	計							
(30.27) 154.56	(467.97) 570.48	(962.90) 995.35							11.50		(8.31) 250.18	(8.31) 261.68			4.57	(11.31) 294.45	(2,189.37) 12,799.02		
(30.27) 154.56	(434.66) 502.33	(905.54) 894.31													4.57	(2.40) 233.10	(1,595.00) 6,891.03		
																(86.60)			
															4.57	61.06	1,324.16		
																7.04			
																(137.71) 696.13			
																(0.09) 28.52	(14.22) 652.02		
(7.04) 45.05	(333.04) 98.79	(563.04) 165.52														(1.29) 47.37	(694.90) 1,749.65		
(23.23) 109.51	(101.62) 403.54	(342.50) 703.35														(0.80) 39.95	(564.49) 1,215.71		
		25.44															(15.69) 46.01		
																(0.22) 3.15	(81.39) 859.88		
		(1.05) 16.38							11.50		(8.31) 250.18	(8.31) 261.68				(7.27) 50.74	(487.02) 4,566.13		
																(2.34) (2.73)	(13.42) (364.59) 2,514.82		
		(1.05) 16.38							4.13		(4.20) 206.60	(4.20) 210.73					(2.20) 30.07	(109.01) 1,685.65	
										7.37		(4.11) 43.58	(4.11) 50.95						(1.64) 10.61
		(33.31) 68.15	(56.31) 84.66														(107.35) 1,341.86		
		(33.31) 68.15	(56.31) 84.66													(0.26) 8.05	(86.43) 857.10		
																(1.38) 2.56	(20.92) 484.76		

(6) 樹種別材積表

樹種 林種	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹	総数
総数	11,078	3,844	119	6	280	2,071	17,397
人工林	11,077	3,844	47	6	168	36	15,179
天然林	0	0	71	-	112	2,035	2,218

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

資料：森林経営課

(7) 特定保安林の指定状況

該当なし

(8) 荒廃地等の面積

単位 : ha

区分	荒 廃 地	荒 廃 危 險 地
総 数	691	3,338
霧島市	477	2,149
姶良市	119	836
湧水町	95	354

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

資料：森づくり推進課 山地災害危険地区調査結果（令和6年度末）

(9) 森林の被害

区分		火災			気象			病害			虫類			シカ			単位
年	度	R4年度	R5年度	R6年度	m ³												
総 数	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	材 積	材 積	材 積	材 積	面 積	面 積	面 積	面 積
霧島市	8	0.38	9	0.19	7	0.11	7	0.46	—	—	—	—	1	—	—	—	—
姶良市	4	0.06	4	0.05	2	0.01	7	0.46	—	—	—	—	1	—	—	—	—
湧水町	1	0.05	3	0.07	3	0.07	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)1 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

2 面積は、実損面積である。
資料:森づくり推進課 森林被害報告年報

(10) 防火線等の整備状況

3 林業の動向

(1)保有山林規模別林家数

単位:戸

区分	総 数	1~3ha未満	3~5ha未満	5~10ha未満	10~50ha未満	50ha以上
総 数	3,011	2,292	423	196	96	4
霧島市	1,671	1,276	218	116	58	3
姶良市	773	589	105	51	27	1
湧水町	567	427	100	29	11	-

資料:2020年世界農林業センサス(令和5年2月)

(2)森林経営計画の認定状況

単位 件数:件 面積:ha

区分	総 数		公 有 林		私 有 林		備考
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
総 数	80	19,665	80	4,231	79	15,434	
霧島市	39	12,417	39	2,914	38	9,503	
姶良市	23	4,493	23	602	23	3,891	
湧水町	18	2,755	18	715	18	2,040	

(注)1 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

2 複数市町村にまたがる森林経営計画の件数は、それぞれの市町村に計上してある。

3 公有林と私有林を併せて1計画としている場合があることにより、総数と内訳の計は、一致しない場合がある。

資料:森林経営課(令和6年度末現在)

(3)経営管理権及び経営管理実施権の認定状況

単位 件数:件 面積:ha

区分	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
総 数	77	20.47	6	1.72	
霧島市	18	6.29	-	-	
姶良市	59	14.18	6	1.72	
湧水町	-	-	-	-	

(注)1 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

資料:森林経営課(令和6年度末現在)

(4) 森林組合及び生産森林組合の現状

ア 構成

(ア) 森林組合

単位 員数:人, 金額:千円, 面積:ha

区分	組合名	組合員数	常勤役職員数	出資金額	組合員所有森林面積
総 数		3 14,276	39	182,221	42,320
霧島市 旧国分市 旧霧島町 旧隼人町 旧福山町	始良東部	4,728	13	70,508	13,795
霧島市 旧溝辺町 姶良市 旧加治木町 旧姶良町 旧蒲生町	始良西部	4,968	13	64,025	15,936
霧島市 旧横川町 旧牧園町 湧水町 旧栗野町 旧吉松町	北姶良	4,580	13	47,688	12,589

資料:令和5事業年度森林組合の概況(令7年3月),環境林務課

(イ) 生産森林組合

単位 員数:人 金額:千円 面積:ha

区分	組合名	組合員数	役職員数	出資金額	組合経営森林面積
総 数		4 949	39	70,677	456
霧島市 旧国分市		515	23	13,291	302
	上之段	102	14	9,987	135
姶良市 旧加治木町	溝辺町麓	413	9	3,304	167
	小山田	247	9	8,786	71
	西別府	187	7	48,600	83

資料:令和5事業年度森林組合の概況(令7年3月),環境林務課

イ 事業内容及び活動状況

区分	組合名	販		売		林		産		加		工		購		森林整備			
		m ³	一般用材	m ³	ノベルプ材 その他	m ³	主伐	m ³	間伐	m ³	製材品	m ³	チップ	m ³	山行苗木	肥料	料	Kg	ha
総数	3	13,493	-	87,199	28,606	-	-	-	-	-	-	-	-	443	848	201	615		
霧島市																			
旧国分市																			
旧霧島町	姶良東部	25	-	19,507	2,875	-	-	-	-	-	-	-	-	141	360	62	323		
旧隼人町																			
旧福山町																			
霧島市																			
旧溝辺町																			
姶良市	姶良西部	13,407	-	23,502	11,227	-	-	-	-	-	-	-	-	89	480	42	145		
旧加治木町																			
旧姶良町																			
旧蒲生町																			
霧島市																			
旧横川町																			
旧牧園町																			
湧水町	北姶良	61	-	44,190	14,504	-	-	-	-	-	-	-	-	213	8	97	147		
旧栗野町																			
旧吉松町																			

資料:令和5事業年度森林組合の概況(令7年3月), 環境林務課

(5) 林業事業体等の現況

単位:事業体数

区分	素材生産業	原木市場	木材・木製品製造業			備考
			製材業	プレカット加工	集成材加工	
総 数	48	2	13	1	-	
霧島市	26	1	8	1	-	
姶良市	14	1	2	-	-	
湧水町	8	-	3	-	-	

(注) 製材業にはチップ工場も含む

資料:森林経営課,かごしま材振興課

(6) 林業労働力の概況

ア 森林組合の就業日数別林業技能者数

単位 実人員:人 延日数:日

区分	組合名	59日以下		60~149日		150~209日		210日以上		合計	
		実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
総数		3	5	68	14	1,604	7	1,333	42	10,695	68 13,700
霧島市	姶良東部		4	33	14	1,604	-	-	-	18	1,637
旧国分市											
旧霧島町											
旧隼人町											
旧福山町											
霧島市	姶良西部		1	35	-	-	7	1,333	21	5,113	29 6,481
旧溝辺町											
姶良市											
旧加治木町											
旧姶良町											
旧蒲生町	北姶良		-	-	-	-	-	-	21	5,582	21 5,582
霧島市											
旧横川町											
旧牧園町											
湧水町											
旧栗野町			-	-	-	-	-	-	21	5,582	21 5,582
旧吉松町											

資料:令和5事業年度森林組合の概況(令7年3月), 環境林務課

イ 森林組合の年齢別林業技能者数

単位 人数:人

区分	組合名	30歳未満		30~39歳		40~49歳		50~59歳		60歳以上		合計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総数		3	4	2	17	-	18	1	14	-	12	-	65 3
霧島市	姶良東部		-	1	1	-	8	1	1	-	6	-	16 2
旧国分市													
旧霧島町													
旧隼人町													
旧福山町													
霧島市	姶良西部		4	1	9	-	4	-	8	-	3	-	28 1
旧溝辺町													
姶良市													
旧加治木町													
旧姶良町													
旧蒲生町	北姶良		-	-	7	-	6	-	5	-	3	-	21 -
霧島市													
旧横川町													
旧牧園町													
湧水町													
旧栗野町			-	-	7	-	6	-	5	-	3	-	21 -
旧吉松町													

資料:令和5事業年度森林組合の概況(令7年3月), 環境林務課

ウ 市町別素材生産業者数(生産規模別)

単位:事業体数

区分	総数	生産量規模別			
		500m ³ 未満	500~2,000m ³	2,000~5,000m ³	5,000m ³ 以上
総 数	48	22	5	11	10
霧島市	26	13	2	8	3
姶良市	14	6	2	3	3
湧水町	8	3	1	-	4

資料:森林経営課(令和6年度末)

(7) 林業機械化の概況

単位 数量:台 :セット(索道)

機械種名	適用	数量	備考
プロセッサ	枝払い・玉切りする自走式機械	18	
ハーベスター	伐倒・枝払い・玉切りする自走式機械	9	
フォワーダ	積載式集材専用車両	25	
スキッパー	牽引式集材専用のトラクタ	3	
スイングヤード	簡易索張方式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備する集材機械	4	
フォーク収納型 グラップルバケット	立木の伐採と同時に、路網開設及びグラップル作業を1台で行える機械	27	
タワーイヤード	元柱を具備した自走式機械	-	
その他の高性能林業機械	従来の高性能林業機械上記7機種以外の高性能林業機械	-	

資料:森林技術総合センター(令和6年3月31日現在)

(8) 作業路網等の整備の概況

市町別作業道及び作業路線延長

単位 : m

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
総 数	37,912	26,969	34,893	19,483	21,338
霧島市	18,040	12,384	17,089	14,200	14,913
姶良市	7,462	7,075	14,239	1,869	6,157
湧水町	12,410	7,510	3,565	3,414	268

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

資料 : 森林経営課, かごしま材振興課, 森づくり推進課

4 林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位： h a

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設地	住宅、別荘、工場 等建物敷地及び その附帯地	その他	合計
18	1	203	31	252

- (注) 1 農用地は、田、畑、樹園地及び採草放牧地である。
 2 その他には道路敷、採石用地、ダム敷等を含む。
 3 四捨五入の関係で合計と内訳は一致しない場合がある。

(2) 森林以外より森林への異動

単位： h a

原野	農用地	その他	合計
4	6	52	63

- (注) 1 農用地は、田、畑、樹園地及び採草放牧地である。
 2 四捨五入の関係で合計と内訳は一致しない場合がある。

5 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

区分			単位 面積 : ha, 材積 : 千m ³							
1分期5年			I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
伐採立木材積	総数	総 数	1,515	1,638	1,730	1,693	1,676	1,683	1,700	1,721
		針葉樹	1,418	1,526	1,607	1,568	1,551	1,558	1,575	1,596
		広葉樹	97	112	122	125	125	125	125	125
	主伐	総 数	1,261	1,459	1,594	1,610	1,610	1,610	1,610	1,610
		針葉樹	1,164	1,347	1,471	1,485	1,485	1,485	1,485	1,485
		広葉樹	97	112	122	125	125	125	125	125
	間伐	総 数	254	179	136	83	66	73	90	111
		針葉樹	254	179	136	83	66	73	90	111
		広葉樹	-	-	-	-	-	-	-	-
造林面積	総 数		2,109	2,387	2,605	2,630	2,633	2,636	2,639	2,641
	人工造林		1,440	1,582	1,719	1,737	1,737	1,737	1,737	1,737
	天然更新		669	805	886	893	896	899	902	904

(2) 分期別期首資源表

区分		面					
		総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	
第 I 分期	人工林	総 数	49,873	2,711	2,081	1,383	3,163
		総 数	32,462	1,482	885	762	2,145
		育成单層林	32,348	1,482	885	762	2,144
		育成複層林	114			0	1
	天然林	総 数	17,411	1,229	1,196	621	1,018
		育成单層林	780	6	92	110	218
		育成複層林	12		0	0	0
		天然生林	16,618	1,223	1,104	511	800
	人工林	総 数	49,807	4,135	2,630	1,401	1,860
		総 数	32,408	3,022	1,177	594	1,211
		育成单層林	32,250	3,011	1,177	593	1,208
		育成複層林	159	11		1	3
	天然林	総 数	17,399	1,113	1,453	807	649
		育成单層林	818	38	34	114	123
		育成複層林	42		2	2	4
		天然生林	16,539	1,075	1,417	690	522
第 II 分期	人工林	総 数	49,781	6,148	2,709	2,021	1,218
		総 数	32,382	4,777	1,480	847	645
		育成单層林	32,166	4,753	1,480	847	642
		育成複層林	216	24		1	3
	天然林	総 数	17,398	1,371	1,229	1,174	573
		育成单層林	874	95	6	92	110
		育成複層林	79		5	8	6
		天然生林	16,445	1,276	1,218	1,074	457
	人工林	総 数	49,761	6,961	4,134	2,526	1,217
		総 数	32,355	5,416	3,021	1,111	483
		育成单層林	32,091	5,389	3,010	1,110	480
		育成複層林	264	27	11	1	3
	天然林	総 数	17,405	1,545	1,113	1,415	734
		育成单層林	943	125	38	34	114
		育成複層林	116		6	18	10
		天然生林	16,346	1,420	1,069	1,363	611
第 V 分期	人工林	総 数	49,747	7,355	6,148	2,574	1,710
		総 数	32,332	5,721	4,777	1,387	655
		育成单層林	32,033	5,692	4,753	1,387	652
		育成複層林	299	29	24	1	3
	天然林	総 数	17,414	1,634	1,371	1,186	1,055
		育成单層林	1,015	141	95	6	92
		育成複層林	152		4	29	19
		天然生林	16,247	1,493	1,272	1,151	944

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

单位 面積 : ha 材積 : 千m³

積							材 積
9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21 齡級以上	
7,874	14,365	10,721	4,900	1,340	620	714	17,397
5,963	10,542	6,977	2,417	641	350	297	15,179
5,960	10,508	6,943	2,395	632	341	296	15,143
4	34	33	22	10	9	1	36
1,911	3,823	3,744	2,483	699	270	417	2,218
255	85	9	5	0			97
	2	9	1				2
1,656	3,736	3,726	2,478	698	270	417	2,119
4,904	10,764	13,056	6,969	2,413	707	969	17,664
3,497	8,085	8,876	4,085	1,084	355	421	15,381
3,487	8,063	8,835	4,053	1,060	349	412	15,277
10	23	41	32	23	5	9	104
1,407	2,678	4,179	2,884	1,329	352	548	2,282
318	145	38	7	0			107
7	16	10	2				6
1,081	2,517	4,132	2,875	1,329	352	548	2,170
2,788	6,799	12,338	9,210	4,246	1,159	1,144	17,201
1,844	5,043	8,866	5,817	1,997	528	537	14,940
1,837	5,019	8,816	5,766	1,965	515	525	14,800
7	24	50	51	32	13	11	140
943	1,756	3,472	3,393	2,249	632	608	2,261
218	255	85	9	5	0		111
12	28	10	9	1			11
713	1,473	3,376	3,375	2,243	631	608	2,139
1,592	4,180	8,972	10,908	5,830	2,040	1,400	16,566
998	2,886	6,558	7,165	3,251	852	614	14,334
992	2,868	6,515	7,100	3,205	824	599	14,163
6	19	43	65	46	28	15	171
594	1,293	2,413	3,743	2,579	1,189	786	2,232
123	318	145	38	7	0		115
15	30	26	10	2			16
457	945	2,242	3,695	2,570	1,188	786	2,101
1,033	2,361	5,578	10,062	7,518	3,519	1,889	15,863
510	1,496	3,986	6,965	4,503	1,522	810	13,658
505	1,486	3,952	6,899	4,438	1,484	785	13,464
5	10	34	66	64	37	25	194
523	865	1,592	3,097	3,015	1,997	1,079	2,205
110	218	255	85	9	5	0	120
14	30	36	10	9	1		21
398	617	1,302	3,001	2,997	1,992	1,079	2,064

(2) 分期別期首資源表

区分		面					
		総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級		
第VI 分期	人工林	総 数	49,734	7,424	6,961	3,972	2,080
	育成单層林	32,311	5,773	5,416	2,886	819	
	育成複層林	31,981	5,744	5,389	2,874	816	
	天然林	330	29	27	12	3	
	人工林	総 数	17,423	1,652	1,545	1,085	1,260
	育成单層林	1,088	144	125	38	34	
	育成複層林	187		6	28	37	
	天然生林	16,149	1,507	1,414	1,019	1,190	
第VII 分期	人工林	総 数	49,720	7,427	7,355	5,774	2,031
	育成单層林	32,288	5,776	5,721	4,438	978	
	育成複層林	31,926	5,747	5,692	4,411	974	
	天然林	362	29	29	27	4	
	人工林	総 数	17,432	1,652	1,634	1,335	1,053
	育成单層林	1,160	144	141	95	6	
	育成複層林	220		6	23	51	
	天然生林	16,052	1,507	1,487	1,217	996	
第VIII 分期	人工林	総 数	49,704	7,419	7,424	6,517	3,012
	育成单層林	32,262	5,768	5,773	5,013	2,047	
	育成複層林	31,865	5,739	5,744	4,982	2,027	
	天然林	397	29	29	31	20	
	人工林	総 数	17,441	1,652	1,652	1,504	966
	育成单層林	1,232	144	144	125	38	
	育成複層林	252		6	26	45	
	天然生林	15,957	1,507	1,502	1,353	882	
第IX 分期	人工林	総 数	49,684	7,407	7,427	6,866	4,362
	育成单層林	32,234	5,755	5,776	5,277	3,171	
	育成複層林	31,798	5,726	5,747	5,244	3,131	
	天然林	436	29	29	34	40	
	人工林	総 数	17,450	1,652	1,652	1,589	1,191
	育成单層林	1,304	144	144	141	95	
	育成複層林	282		5	26	37	
	天然生林	15,864	1,507	1,502	1,422	1,060	

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

単位 面積 : ha 材積 : 千m³

積							材 積
9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21 齡級以上	
1,037	1,327	3,459	7,188	8,776	4,707	2,803	15,156
372	785	2,273	5,030	5,455	2,424	1,078	12,973
368	777	2,251	4,977	5,380	2,372	1,033	12,758
4	7	22	53	75	52	44	215
665	543	1,186	2,158	3,320	2,283	1,726	2,183
114	123	318	145	38	7	0	127
17	27	35	26	10	2		26
534	393	833	1,986	3,273	2,274	1,726	2,030
1,432	868	1,975	4,479	8,003	5,996	4,380	14,536
487	391	1,181	3,038	5,256	3,332	1,689	12,368
483	385	1,170	2,998	5,180	3,261	1,624	12,132
4	6	12	40	75	71	65	236
946	477	793	1,441	2,747	2,664	2,691	2,167
92	110	218	255	85	9	5	135
29	22	33	36	10	9	1	31
825	345	542	1,151	2,651	2,646	2,686	2,001
1,711	886	1,108	2,860	5,716	7,006	6,044	14,014
591	284	612	1,772	3,792	4,074	2,538	11,856
586	279	603	1,747	3,732	3,990	2,437	11,598
5	4	8	25	60	84	101	258
1,120	602	496	1,088	1,924	2,932	3,506	2,158
34	114	123	318	145	38	7	145
51	23	29	35	26	10	2	36
1,036	465	345	734	1,752	2,885	3,497	1,977
1,621	1,211	738	1,668	3,626	6,395	8,363	13,586
686	364	302	939	2,322	3,964	3,678	11,434
678	358	296	925	2,277	3,879	3,536	11,153
7	6	6	13	45	84	142	282
935	848	436	729	1,304	2,432	4,685	2,151
6	92	110	218	255	85	14	155
67	36	23	33	36	10	10	40
862	720	303	477	1,014	2,336	4,661	1,956

6 その他

(1) 持続的伐採可能量

主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位：千m³

主伐（皆伐）上限量の目安
4 6 7

注1 記載する材積は立木材積である。

注2 市町村森林整備計画のゾーニングにおける下記の区域を集計した。

- ・公益的機能別施業森林以外であり、木材等生産機能維持増進森林である森林
- ・水源涵養機能維持増進森林のうち、他の公益的機能別施業森林と重複していない森林

(2) 用語の解説

《あ》

育成单層林（いくせいたんそうりん）

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させる施業が行われている森林。（⇒樹冠）

育成複層林（いくせいふくそうりん）

森林を構成する林木を抾伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させる施業が行われている森林。（⇒抾伐、樹冠）

育成複層林導入（いくせいふくそうりんどうにゅう）

林内に既に更新樹が生育している森林を、保育又は間伐により天然林が25%以上占める状態へ誘導すること。（⇒更新、保育、間伐）

《か》

皆伐（かいばつ）

主伐の一種で、一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採すること。（⇒主伐）

快適環境形成機能（かいてきかんきょうけいせいかのう）

夏の気温低下などの気候緩和や汚染物質吸収などの大気浄化、騒音防止などの諸機能。

快適環境形成機能維持増進森林（かいてきかんきょうけいせいかのういじぞうしんしんりん）

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林で、快適環境形成機能の高度発揮が特に求められる森林。

かき起こし（かきおこし）

天然更新を行うための補助作業の一つで、稚樹の定着を促進するために、ササ等の林床植生を剥ぎ取る作業。（⇒天然更新、林床）

刈り出し（かりだし）

天然更新を行うための補助作業の一つで、ササ等の被圧により天然更新目的樹種の更新が阻害されることを防ぐため、成長を妨げるササ、草、つる、不用低木を刈り払う作業。

刈払い（かりはらい）

造林地の幼樹の生育を妨げる雑草木を除去すること。下刈りと同じ。（⇒下刈り）

間伐（かんばつ）

林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の密度を調整する作業。一般に、除伐後、主伐までの間に間断的に行われる作業。（⇒除伐、主伐）

木取り

製材において、丸太の形（直径、曲がり、偏心度）や欠点の有無（節、腐れ、割れ）などの性状から採材可能な製材品の種類を判断し、適切な鋸断順序で製材すること。

形状比（けいじょうひ）

樹高(H)を胸高直径(D)で割った値(H/D)をいい、樹幹の形状を示す物差しの一つである。この値が大きいほど細く長い幹なので風害などに対する抵抗力が小さくなる。

原木（げんぼく）

製材、合板、パルプ等の原材料として用いられる丸太。（丸太に近い状態に加工された木材を含む。）

公益的機能別施業森林（こうえきてききのうべつせぎょうしんりん）

水源涵養、山地災害の防止等森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業（複層林施業等）を推進すべき森林。公益的機能別施業森林の区域は市町村森林整備計画において定められている。具体的には、「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止・土壤保全機能維持増進森林」及び「快適環境形成機能維持増進森林」並びに「保健機能維持増進森林」に区分される。

（⇒水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止・土壤保全機能維持増進森林、
快適環境形成機能維持増進森林、保健機能維持増進森林）

更新（こうしん）

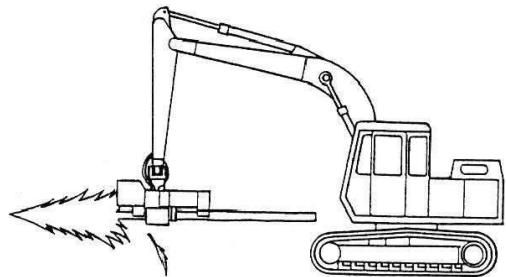
森林を伐採利用した後、人為又は天然力により新たな樹木が生育すること。

更新困難地（こうしんこんなんち）

岩石地、風衝地など伐採すると更新が難しい森林。（⇒風衝地、更新）

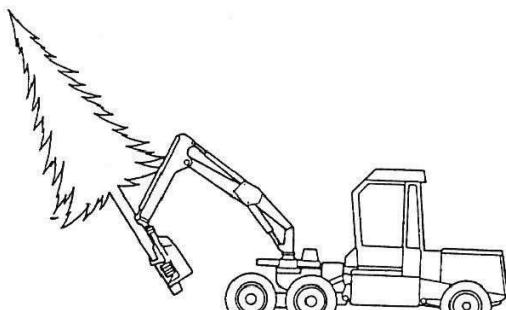
高性能林業機械（こうせいのうりんぎょうきかい）

プロセッサ、ハーベスター及びスイングヤーダ等、林業用の多工程処理機械の総称。



プロセッサ（造材機）

林道や土場などで、全木集材した材を枝払い、玉切り、集積する多工程機械。



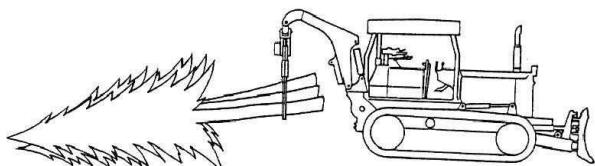
ハーベスター（伐倒造材機）

立木を伐倒し、枝払い、玉切り、集積する多工程機械。



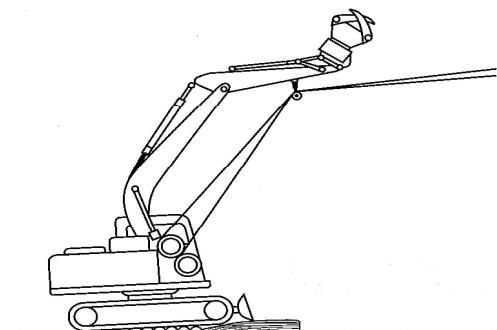
フォワーダ（積載集材車両）

玉切りした短幹材を荷台に積んで運ぶ車両系機械。荷台に丸太を積み込むためのグラップルローダを装備している。



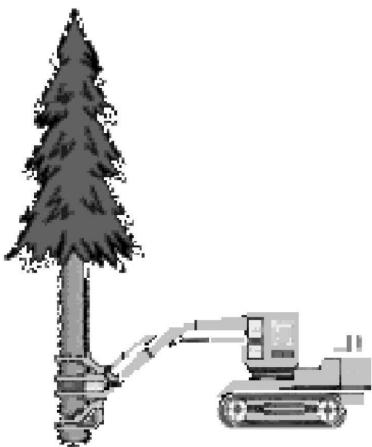
スキッダ（牽引集材車両）

丸太を牽引集材する集材専用のトラクタ。足回りはクローラ式とホイール（車輪）式があり、県内ではT30等のホイール式が普及している。



スイングヤーダ（旋回ブーム式タワー付き集材機）

主索を用いない簡易索張方式に対応し、かつ作業中に旋回可能なブームを装備する集材機。建設用ベースマシンに集材用ワインチを搭載し、アームをタワーとして使用する。



フェラーバンチャ（伐倒・集積）

立木を伐採（フェリング）し、切った木をそのまま掴んで集材に便利な場所へ集積（バンチング）する自走式機械。

5条森林（ごじょうしんりん）

森林法第5条で定める地域森林計画の対象森林で、自然的経済的社会的諸条件及び周辺地域の土地利用の状況から判断して、森林として利用することがふさわしい民有林をいう。（⇒地域森林計画）

《 さ 》

最多密度（さいたみつど）

間伐されずにひどく混み合った林分では、成長に伴って劣勢木が枯死してくる。これは自然間引きといわれる現象で、林分は、林木の大きさに応じて林木が生存しうる最多の本数密度に一定の限界をもっており、この関係を表したもののが最多密度曲線である。（⇒間伐）

山地災害防止機能・土壤保全機能

（さんちさいがいぼうしきのう・どじょうほぜんきのう）

自然現象等による土砂崩壊、土砂流出、落石等の山地災害の発生のほか、表面浸食等山地の荒廃化を防止し、土壤を保持するなどの諸機能。

CLT（しーえるていー）

挽き板を並べた層を、板の纖維方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大判のパネルのこと。（Cross Laminated Timber の略）

山地災害防止・土壤保全機能維持増進森林

（さんちさいがいぼうし・どじょうほぜんきのういじぞうしんしんりん）

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射しこみ、下層植生とともに樹木の根が深く発達し、土壤を保持する能力に優れた森林で、山地災害防止・土壤保全機能の高度発揮が特に求められる森林。

地ごしらえ（じごしらえ）

植栽や天然更新の準備のため、雑草や灌木の刈払いや伐採した樹木の枝等の整理を行う作業。（⇒天然更新）

自走式搬器（じそうしきはんき）

動力を内蔵した搬器型集材機械であり、人工林の間伐あるいは天然林の抾伐等の少量の木材搬出に用いられる。（⇒間伐、抾伐）

持続可能な森林経営（じぞくかのうなしんりんけいえい）

森林を生態系として捉え、その生態系の健全性を維持し、活力を利用して、人々の多様なニーズ（たとえば、木材、木製品、水、食料、燃料、余暇、野生生物の生息地、景観、炭素の吸収・貯蔵源等）に永続的に応えることが可能となるよう森林を取り扱うこと。

下刈り（したがり）

植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後5～7年間、毎年春から夏の間に行われる。（⇒刈払い）

市町村森林整備計画（しちょうそんしんりんせいびけいかく）

森林法第10条の5の規定に基づき、市町村が民有林を対象として5年ごとに立てる10年を一期とする計画で、伐採、造林、保育等の森林の整備に関する事項等を定めていく。

指定施業要件（していせぎょうようけん）

保安林の指定目的を達成するため定められる森林施業上の条件。①立木の伐採方法（禁伐、抾伐、皆伐の区分）、②立木の伐採の限度（面積、材積）、③伐採後の植栽方法、期間及び樹種、について指定される。（⇒保安林、森林施業、抾伐、皆伐）

指導林家（しどうりんか）

森林・林業に関する優れた技術・知識を有し、人格・識見ともに優れ、地域の模範となる森林・林業経営を行うとともに、林業後継者の育成に理解と熱意があり、指導能力を有する者（41歳以上）を知事が認定する。

本県では、指導林家44名が活動している。（令和7年4月1日現在）

指導林業士（しどうりんぎょうし）

森林・林業に関する優れた技術・知識を有し、人格・識見ともに優れ、林業後継者の育成に理解と熱意があり、指導能力を有する者（41歳以上）を知事が認定する。

本県では、指導林業士109名が活動している。（令和7年4月1日現在）

集成材（しゅうせいざい）

ラミナ（集成材を構成する板材）を繊維方向に亘り平行にして、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品。

収量比数（しゅうりょうひすう）

現在の立木の単位面積当たりの材積と、当該立木と樹種及び樹高を同じくする立木が達成しうる最大の単位面積当たりの材積との比をいう。現在の林分が、その林分が持ちうる最大の材積に対して、どの位であるかを割合で表したもので、林分の混み具合を示す指標となる。

樹冠（じゅかん）

樹木の枝と葉の集まり、クローネ。（⇒林冠）

樹冠疎密度（じゅかんそみつど）

林木の生育状態を示す密度。おおむね 20m 平方の森林の区域に係る樹冠投影面積を当該区域の面積で除して算出される。10 分の 5 以下を疎、10 分の 6 から 10 分の 8 を中、10 分の 9 以上を密としている。

受光伐（じゅこうばつ）

複層林などを造成する場合に、下層木が成長できるように、陽光を調整するために行う伐採のこと。

主伐（しゅばつ）

利用期に達した樹木を伐採し、収穫すること。間伐と異なり、伐採後、次の世代の樹木の更新を行う。（⇒間伐、更新）

除伐（じょばつ）

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈りを終了してから、植栽木の枝葉が残り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回行われる。（⇒下刈り）

人工造林（じんこうぞうりん）

苗木の植栽、種子の播き付け、挿し木などの人為的な方法により森林を造成すること。

森林ＧＩＳ（しんりんじいあいえす）「地理情報システム」

森林の位置・形状等の図面情報と林齢、樹種、蓄積等の数値や文字の情報を一元的に管理し、これらの情報について、検索や分析を行うとともに、様々な地図、帳簿等を出力することができるシステム。（⇒林齢）

森林施業（しんりんせぎょう）

森林を維持造成するための伐採、造林、保育などの諸行為を適正に組み合わせ、目的に応じた森林の取り扱いをすること。（⇒保育）

森林経営管理制度（しんりんけいえいかんりせいど）

森林経営管理条例に基づき、平成 31 年 4 月から施行された制度で、森林所有者に適切な経営管理を促すため経営管理の責務を明確化するとともに、所有者自らが適切な経営管理を実施できない森林において、市町村が経営管理を行うために必要な権利を取得し（経営管理権の設定），林業経営に適した森林は林業経営者に委ね（経営管理実施権の設定），林業経営者に委ねることができない森林は市町村が経営管理を実施するもの。

森林経営計画（しんりんけいえいけいかく）

森林所有者又は森林経営の委託を受けた者が、単独又は共同で、自らが所有する森林又は森林経営を受託している森林を対象として自発的に作成する伐採や造林等の実施に関する 5 年間の計画。路網の整備状況等を勘案して市町村等が認定。森林の多面的機能の十分な發揮に資する持続的な森林経営を確立することを目的としたもの。

森林の機能（しんりんのきのう）

森林がもっている様々な”はたらき”のことで、木材生産等機能の経済的機能と、水源涵養機能、山地災害防止機能・土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の公益的機能に大きく区分されている。（⇒木材生産等機能、公益的機能別施業森林）

森林・林業基本計画（しんりん・りんぎょうきほんけいかく）

森林・林業基本法に定められた森林・林業政策の基本理念である、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展の実現に向けて、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同法に基づき政府がたてる計画。具体的には関係者の取り組むべき課題を明らかにした上で、森林の有する多面的機能の発揮並びに木材の供給及び利用の目標を設定するとともに、関連施策を示している。

森林・林業基本法（しんりん・りんぎょうきほんほう）

森林に対する国民の要請の多様化、林業を取り巻く情勢の変化等に伴い、木材の生産を主体とした政策から森林の有する多面にわたる機能の持続的発揮を図るための政策へと転換し、国民的合意の下に政策を進めていくため、「森林の有する多面的機能の発揮」「林業の持続的かつ健全な発展」という森林・林業施策についての基本理念を明らかにしつつ、その実現を図るための基本となる事項を定めた法律。

森林作業道（しんりんさぎょうどう）

林道規定によらない道で、森林の作業のために特定の者が継続的に利用する施設であり、主として林業機械（フォワーダ等）や2トン積程度の小型トラックの走行を予定するもの。

森林整備推進協定（しんりんせいびすいしんきょうてい）

民有林と国有林が連携して森林整備を推進するための協定。隣接する森林に森林共同施業団地を設定し、森林整備実施計画を定め、民有林と国有林が連携して効率的な路網整備や間伐等の森林整備を推進していくことを目的としたもの。

（R6年度末時点の協定地：H31.3 鹿児島地域、R6.3 南薩地域、H27.3 日置市、R7.3 出水地域、R5.7 鹿屋市、R3.3 姶良西部地域、R3.3 屋久島地域、R5.3 肝付町内之浦地域）

森林経営プランナー（しんりんけいえいぶらんなー）

森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、小規模森林所有者の森林を取りまとめ施業の実施に関する合意形成を図るとともに、森林経営管理制度の運用も踏まえ、森林資源を持続的に利用しつつ、地域をとりまく経済動向や木材需要等を見据え、森林・木材の価値を最大化した循環型林業を実践することができる人材。

現在、本県には306名いる。（令和7年3月31日現在）

水源涵養機能（すいげんかんようきのう）

降雨時における河川流量の増水ピークを分散させる洪水防止機能と干天時期においても河川流量を一定以上に維持し、渇水を緩和する機能を合わせた機能。

水源涵養機能維持増進森林（すいげんかんようきのういじぞうしんしんりん）

下層植生とともに樹木の根の発達により、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林で、水源涵養機能の高度発揮が特に求められる森林。

水土保全（すいどほぜん）

災害に強い国土基盤の形成、良質な水の安定供給を確保する観点。

制限林（せいげんりん）

保安林、保安施設地区内の森林をはじめ法令により立木の伐採に制限がある森林。
(⇒保安林、保安施設地区)

青年林業士（せいねんりんぎょうし）

地域林業の担い手として、意欲をもって林業に取り組み、社会性や協調性に富み、地域林業の振興への寄与が期待される者（44歳以下）で、所定の研修課程を履修し、地域において活動実績がある者を知事が認定する。

本県では、青年林業士 112名が活動している。（令和7年4月1日現在）

生物多様性保全機能（せいぶつたようせいほぜんきのう）

遺伝子保全や生物種保全、生態系保全など根源的な諸機能

素材（そざい）

丸太及び榦角（そまかく）の総称であり、原木ともいう。

榦角：立木の伐採後、現地で玉伐った丸太の四方を削って隅に丸味を残して角材としたもの。

《 ナニ 》

抾伐（たくばつ）

主伐の一種で森林内の成熟木の一部を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。（⇒主伐）

団粒構造（だんりゅうこうぞう）

適潤から湿性な森林土壤の表層に発達し、比較的柔らかで丸味があり、押すとすぐつぶれ、パンくず状を呈する。有機物が多く、通気、透水性に優れており、この構造が発達する土壤は林木の成長が良好である。

地域森林計画（ちいきしんりんけいかく）

地域森林計画は、森林法第5条の規定に基づき、知事が全国森林計画に即してたてる10年間の計画で、民有林の森林整備の目標、伐採・造林等の計画量を定めるとともに、市町村森林整備計画策定の指針、基準等を示すものである。

長伐期施業（ちょうばっきせぎょう）

通常の伐採年齢（例えばスギの場合 35～40 年程度）のおおむね 2 倍に相当する林齢で伐採を行う施業。（⇒林齢）

2×4工法（つーぱいふおーこうほう）

木材で組まれた枠組みに構造用合板等を打ち付けた壁、床等で荷重を支える木造建築工法の一種。枠組みとして多く使われる製材の呼称寸法が厚さ2インチ、幅4インチであるためツーバイフォー（2×4）工法と呼ばれている。

適地適木（てきちてきぼく）

人工林を仕立てる場合、または林種を転換して収穫量を上げるために、その土壤に最も適した樹種を選んで植栽すること。

天然下種更新（てんねんかしゅこうしん）

自然に落ちた”たね”が林地で発芽した稚樹による更新（ヒノキ、マツ林などで行われている。）（⇒更新）

天然更新（てんねんこうしん）

主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させること。種子が自然に落下、発芽して成長する場合（天然下種更新）と、木の根株から発芽（萌芽）して成長する場合（萌芽更新）などがある。

天然生林（てんねんせいりん）

主として、天然力を活用することにより成立させ、維持する施業が行われている森林。

特定広葉樹（とくていこうようじゅ）

風致の優れた森林の維持又は造成に必要な樹種として市町村森林整備計画において定められている広葉樹。

特定保安林（とくていほあんりん）

保安林の機能を十分發揮していないものについて「特定保安林」として指定し、必要な森林施業や治山事業等を計画的に実施し、所期の機能を發揮できる森林状態に整備していく。（⇒保安林、森林施業）

特用林産物（とくようりんさんぶつ）

森林・原野において生産（採取）される産物のうち一般の木材を除くもの。代表的なものとして、きのこ類、山菜、竹（タケノコ）、椿実等がある。

《な》

2条森林（にじょうしんりん）

森林の定義を示しており、木竹が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木竹、また木竹の集団的な生育に利用される土地をいう。

《は》

伐期（ばっき）

木材の伐採・収穫の時期。

伐採種（ばっさいしゅ）

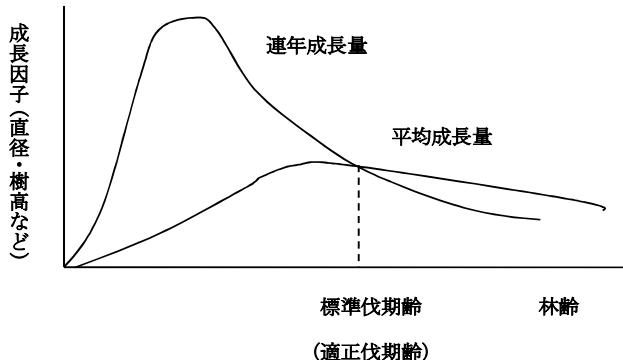
主伐における伐採方法をいい、一般的に皆伐、漸伐、抾伐に区分する。

（⇒主伐、皆伐、抾伐）

標準伐期齢（ひょうじゅんぱっきれい）

図1 成長曲線模式図

主要樹種について平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の伐採齢及び森林の構成を勘案して定めた地域における標準的な主伐の林齢。（⇒平均成長量、主伐、林齢）



風衝地（ふうしょうち）

常時、風にさらされて樹木の生育環境が厳しい場所。

複層林施業（ふくそうりんせぎょう）

森林を構成する林木を部分的に伐採し、苗木の植栽等を行うことにより、樹齢、樹高の異なる複数の樹冠層を有する森林を造成する施業。（⇒樹冠）

普通林（ふつうりん）

民有林のうち制限林以外の森林をいう。保安林、保安施設地区など、法令で立木の伐採規制のある森林を除いた森林。（⇒制限林、保安林、保安施設地区）

文化機能（ぶんかきのう）

景観（ランドスケープ）・風致や生産・労働体験の場、自然とのふれあいなど学習・教育、また、芸術、伝統文化、地域の多様性（風土形成）などの諸機能。

プレカット

建築部材を工場であらかじめ刻み加工を施すこと。大工・技能者不足への対応、部材加工コストの低減化、住宅の工期短縮等を図ることが可能となる。

平均成長量（へいきんせいちょうりょう）

材積を林齢で割った1年あたりの平均の林木の成長量。（⇒林齢）

保安施設（ほあんしせつ）

水源の涵養、土砂の流出・崩壊の防備、飛砂の防備等の目的を達成するため行う森林造成又は森林の維持に必要な施設の工事。

保安施設地区（ほあんしせつちく）

農林水産大臣が保安林の指定目的を達成するための事業を行う必要があると認めた場合、その事業を行うに必要な限度で、森林、原野その他の土地を指定した地区。（⇒保安林）

保安林（ほあんりん）

水資源の涵養，土砂の流出，魚つき，保健・風致などの目的を達成するために森林法第25条に基づいて，農林水産大臣または知事が指定した森林をいう。

保育（ほいく）

植栽を終了してから伐採するまでの間に，樹木の生育を促すために行う下刈り，除伐等の作業の総称。（⇒下刈り，除伐）

萌芽更新（ぼうがこうしん）

立木を伐採した後に切株からでる萌芽を育て，後継樹とする。クヌギ，コナラなど萌芽力の強い広葉樹に対して行われており，しいたけ原木林及び薪炭林施業に採用されている。

保健・レクリエーション機能（ほけん・れくりえーしょんきのう）

リハビリテーションなどの療養や休息，リフレッシュ，散策，森林浴などの保養，また，行楽，スポーツなどのレクリエーションなどの諸機能。

保健機能維持増進森林（ほけんきのういじぞうしんしんりん）

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され，多様な樹種等からなり，住民等に憩いと学びの場を提供し，また，史跡・名勝と一緒に潤いのある自然景観や歴史的風致を構成し，原生的な森林生態系，貴重な生物種が生育・生息している森林で，保健・レクリエーション機能，文化機能，生物多様性機能の高度発揮が特に求められる森林。（⇒保健・レクリエーション機能，文化機能，生物多様性機能）

保護樹帯（ほごじゅたい）

伐採箇所において，伐採後の林地保全，幼齢造林地を強風等から保護するため，伐採を行わず残しておく帯状の森林。

《ま》

無立木地（むりゅうぼくち）

通常，樹木が生立していない林地をいうが，国有林野經營規程では，林種を立木地と無立木地に分け，無立木地をさらに伐採跡地と未立木地に区分し，樹冠の投影面積が20%以下の林地を無立木地と規定し，民有林では同じく30%以下としている。（⇒樹冠）

芽かき（めかき）

萌芽更新を行った箇所において，目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし，それ以外はかきとる作業。（⇒萌芽更新）

木材等生産機能維持増進森林（もくざいとうせいさんきのういじぞうしんしんりん）

林木の生育が良好な森林で，地形，地理等から効率的な森林の施業が可能な森林

《や》

要整備森林（ようせいびしんりん）

特定保安林の機能の確保を図るために，造林，保育，伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林。（⇒特定保安林，保育）

《 ら 》

流域森林・林業活性化センター

(りゅういきしんりん・りんぎょうかっせいかせんたー)

流域森林・林業活性化協議会における関係者間の調整、合意形成の促進等を通じ、森林の流域管理システムを推進することを目的として設けられた組織。流域内の市町村、森林、林業、木材産業の関係者等からなる。

林冠（りんかん）

樹冠が隣接する樹木の樹冠と接して隙間なく連続している状態。この場合、日光を地表に通さないような状態を閉鎖林、うつ閉林ともいう。隣接樹との間がある状態は疎林冠という。（⇨樹冠）

林業労働力確保支援センター

(りんぎょうろうどうりょくかくほしえんせんたー)

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事が指定する公益法人。研修の実施、無利子資金の貸付、高性能林業機械の貸付、委託募集の実施等を通じて、新規参入の促進と林業事業体の事業の合理化、雇用管理の改善を支援することとしている。（⇨高性能林業機械）

林床（りんしょう）

森林の中の地表面。太陽光線が届きにくいので、そこに適応した植物が生育する。

林小班（りんしょうはん）

①林班、②準林班、③小班から成る一連番号をいう。

①林班：原則として字界又は天然地形をもってその面積がおおむね 50ha となるように設定。②準林班：おおむね 5ha を基準として設定。③小班：原則として森林所有者及び地番により設定。

林相（りんそう）

森林を構成する樹種、林冠の疎密度、林齢、林木の成長状態などによって示される森林の全体像をいう。（⇨林齢）

林道改築（りんどうかいいちく）

既設林道の構造について全線的に質的向上を図ること。

林道改良（りんどうかいりょう）

既設林道の輸送力の向上と通行の安全確保を図るために、その局部的構造の質的向上の整備を実施すること。

林道密度（りんどうみつど）

単位森林面積当たりの林道延長のことで、m／ha の単位で表す。林道延長を対象とする森林面積で除したもの。

林業専用道（りんぎょうせんようどう）

幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、間伐作業を始めとする森林施業の用に供する道をいい、普通自動車（10トン積程度のトラック）や大型ホイールタイプフォワーダの輸送能力に応じた規格・構造を有するものをいう。（⇒森林作業道）

林内相対照度（りんないそうたいじょうど）

林外の光をさえぎるものがない場所の照度（太陽光量；ルックス）に対する、林内の照度の比を%であらわしたもの。複層林を造成するときの林内の相対照度は20%必要と言われている。

林内道路密度（りんないどうろみつど）

単位森林面積当たりの道路延長のこと、m／haの単位で表す。林内道路延長には、林道のほか市町村道等の公道を含む。

林内路網密度（りんないろもうみつど）

単位森林面積当たりの路網密度のこと、m／haの単位で表す。路網延長には、林道、作業道（路）等の一時的な作業用道路のほか市町村道等の公道を含む。

林分密度管理図（りんぶんみつどかんりず）

林分は密度（本数）によって、林木の肥大成長（直径）に違いがでてくる。この関係には、上層木平均樹高ごとに一定の法則性がある。この法則のもとに密度管理の計画、伐採の目安、林分成長の予測を示した図を林分密度管理図という。

林齢（りんれい）

森林又は林木の年齢。人工林では、苗木を植栽した年を1年生とし、以後2年生、3年生と数える。

齢級（れいきゅう）

林齢を一定の幅でくくったもの。5年をひとくくりにし、林齢1～5年生をⅠ齢級、6～10年生をⅡ齢級と数える。（⇒林齢）

列状間伐（れつじょうかんばつ）

間伐作業の低コスト化を図るため、伐採や搬出に都合がよいように列状に間伐を行う方法。（⇒間伐）

連年成長量（れんねんせいいちょうりょう）

ある林齢の前後1年間の林木の成長量。（⇒林齢）

路網整備等推進区域（ろもうせいびとうすいしんくいき）

林道等の既設路線や計画路線の配置状況、施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進森林の配置状況等を勘案して効率的な森林施業を推進する箇所で、市町村森林整備計画で定められる。